

申請に対する処分及び不利益処分一覧表

整理番号	部	課	係	処分区分 (申請/不利益)	処分の概要	根拠区分 (法令/例規)	法令/例規名称	根拠条項	備考
1	健康福祉部	福祉課	福祉政策係	申請	社会福祉法人の設立認可	法令	社会福祉法	第32条	個票修正あり
2	健康福祉部	福祉課	福祉政策係	申請	社会福祉法人の定款変更	法令	社会福祉法	第45条の36第2項、第3項	個票修正あり
3	健康福祉部	福祉課	福祉政策係	申請	社会福祉法人の解散の認可又は認定	法令	社会福祉法	第46条第2項	個票修正あり
4	健康福祉部	福祉課	福祉政策係	申請	社会福祉法人の合併の認可	法令	社会福祉法	第50条第3項、第4項 第54条の6第2項、第3項	個票修正あり
5	健康福祉部	福祉課	生活支援係	申請	保護の開始の申請に対する処分、 変更の申請に対する処分	法令	生活保護法	第24条第3項	
6	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	申請	児童手当の額の改定	法令	児童手当法	第9条	
7	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	申請	未支払の児童手当の支払	法令	児童手当法	第12条	
8	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	申請	児童手当の受給資格及び額の認定	法令	児童手当法	第7条第1項	
9	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	申請	児童扶養手当の受給資格の認定	法令	児童扶養手当法	第6条	
10	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	申請	教育・保育の支給認定	法令	子ども子育て支援法	第20条第1項、第2項、第3項	
11	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	介護給付費等の支給の要否の決定	法令	障害者総合支援法	第22条第1項	
12	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	障害支援区分の認定	法令	障害者総合支援法	第21条第1項	
13	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	特例介護給付費又は特例訓練等給 付費の支給の決定	法令	障害者総合支援法	第30条第1項	
14	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	特定障害者特別給付費の支給の決 定	法令	障害者総合支援法	第34条第1項	
15	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	特例特定障害者特別給付費の支給 の決定	法令	障害者総合支援法	第35条第1項	
16	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	計画相談支援給付費及び特例計画 相談支援給付費の支給の決定	法令	障害者総合支援法	第51条の17第1項、第51 条の18第1項	
17	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	療養介護医療費及び基準該当療養 介護医療費の支給の決定	法令	障害者総合支援法	第70条第1項、第71条第1 項	
18	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	高額障害福祉サービス等給付費の 支給の決定	法令	障害者総合支援法	第76条の2	

19	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	障害児通所給付費の支給の要否の決定	法令	児童福祉法	第21条の5の7第1項	
20	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	特例障害児通所給付費の支給の要否の決定	法令	児童福祉法	第21条の5の4第1項	
21	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	高額障害児通所給付費の支給の決定	法令	児童福祉法	第21条の5の12第1項	
22	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給の決定	法令	児童福祉法	第24条の26第1項、第24条の27第1項	
23	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	自立支援医療費の支給認定	法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第54条第1項	
24	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	補装具費の支給	法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第76条第1項、第2項	
25	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	障害児福祉手当の受給資格の認定	法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第19条	
26	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	特別障害者手当の受給資格の認定	法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5において準用する第19条	
27	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	申請	子ども医療費の受給資格認定	例規	上天草市子ども医療費助成に関する条例	第5条	
28	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	申請	ひとり親家庭等医療費助成資格の認定	例規	上天草市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例	第2条、第3条	
29	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	申請	利用者負担額の決定	例規	上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例	第3条	
30	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	申請	施設利用の不承諾の決定	例規	上天草市子どものための教育・保育の支給認定に関する規則	第4条第4項	
31	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	上天草市移動支援事業利用の決定	例規	上天草市移動支援事業実施要綱	第8条	
32	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	上天草市日中一時支援事業の利用の承認	例規	上天草市日中一時支援事業実施要綱	第6条	
33	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	上天草市重度身体障害者等日常生活用具給付等の支給の決定	例規	上天草市重度身体障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱	第5条第1項	
34	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	上天草市地域活動支援センターの利用の決定	例規	上天草市地域活動支援センター事業実施要綱	第4条	
35	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	上天草市身体障害者住宅改修費の給付の決定	例規	上天草市身体障害者住宅改修費給付事業実施要綱	第6条第2項	

36	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	上天草市コミュニケーション支援の承認	例規	上天草市コミュニケーション支援事業実施要綱	第8条	
37	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	上天草市地域療育通園事業の利用の決定	例規	上天草市地域療育通園事業実施要綱	第8条第1項	
38	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	成年後見制度利用支援事業の助成の決定	例規	上天草市成年後見制度利用支援事業実施要綱	第6条第2項	
39	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	成年後見制度における審判の請求の決定	例規	成年後見制度に係る市長による審判の請求手続き等に関する取扱要綱	第6条	
40	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	申請	障害福祉サービスに係るやむを得ない措置の決定	例規	上天草市障害福祉サービスに係るやむを得ない事由による措置要綱	第3条	
41	健康福祉部	福祉課	福祉政策係	不利益	社会福祉法人の法令等の違反に対する措置命令	法令	社会福祉法	第56条第4項、第6項	個票修正あり
42	健康福祉部	福祉課	福祉政策係	不利益	社会福祉法人の業務停止命令及び役員解職勧告	法令	社会福祉法	第56条第7項	個票修正あり
43	健康福祉部	福祉課	福祉政策係	不利益	社会福祉法人の解散命令	法令	社会福祉法	第56条第8項	個票修正あり
44	健康福祉部	福祉課	福祉政策係	不利益	社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止	法令	社会福祉法	第57条	個票修正あり
45	健康福祉部	福祉課	福祉政策係	不利益	社会福祉法人の補助金等返還命令	法令	社会福祉法	第58条第3項	個票修正あり
46	健康福祉部	福祉課	生活支援係	不利益	職権による保護の変更	法令	生活保護法	第25条第2項	
47	健康福祉部	福祉課	生活支援係	不利益	保護の停止、廃止	法令	生活保護法	第26条	
48	健康福祉部	福祉課	生活支援係	不利益	調査に応じないとき等の保護廃止等	法令	生活保護法	第28条第5項	
49	健康福祉部	福祉課	生活支援係	不利益	指示等に従わないときの保護の変更、停止、廃止	法令	生活保護法	第62条第3項	
50	健康福祉部	福祉課	生活支援係	不利益	費用の返還	法令	生活保護法	第63条	
51	健康福祉部	福祉課	生活支援係	不利益	扶養義務者からの費用等の徴収	法令	生活保護法	第77条第1項	
52	健康福祉部	福祉課	生活支援係	不利益	不正受給者からの費用等の徴収	法令	生活保護法	第78条第1項	
53	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	不利益	児童手当の支給の制限	法令	児童手当法	第10条	
54	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	不利益	児童手当の支払の一時差しとめ	法令	児童手当法	第11条	

55	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	不利益	児童手当の支払の調整	法令	児童手当法	第13条	
56	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	不利益	児童手当の不正利得の徴収	法令	児童手当法	第14条	
57	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	不利益	児童扶養手当の受給資格の喪失	法令	児童扶養手当法	第4条第1項	
58	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	不利益	児童扶養手当の支給の制限(父又は母の所得限度額超過)	法令	児童扶養手当法	第9条	
59	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	不利益	児童扶養手当の支給の制限(養育者の所得限度額超過)	法令	児童扶養手当法	第9条の2	
60	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	不利益	児童手当の支給の制限(父又は母に対する支給制限)	法令	児童手当法	第10条	
61	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	不利益	児童扶養手当の支給の制限(養育者に対する支給制限)	法令	児童扶養手当法	第11条	
62	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	不利益	児童扶養手当の返還	法令	児童扶養手当法	第12条第2項	
63	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	不利益	児童扶養手当の支給の制限(5年経過時等)	法令	児童扶養手当法	第13条の3	
64	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	不利益	児童扶養手当の不支給	法令	児童扶養手当法	第14条	
65	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	不利益	児童扶養手当の調査拒否等による手当の差止め	法令	児童扶養手当法	第15条	
66	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	不利益	児童扶養手当に係る不正受給者の受給額相当額の徴収	法令	児童扶養手当法	第23条第1項	
67	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	不利益	支給認定の却下	法令	子ども子育て支援法	第20条第5項	
68	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	不利益	支給認定の取消し	法令	子ども子育て支援法	第24条	
69	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	介護給付費等の支給決定の取消し	法令	障害者総合支援法	第25条第1項	
70	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費支給の取消し	法令	障害者総合支援法施行規則	第34条の6第1項	
71	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	計画相談支援給付費の支給決定の取消し	法令	障害者総合支援法施行規則	第34条の55第1項	
72	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	障害児通所給付費の支給決定の取消し	法令	児童福祉法	第21条の5の9第1項	
73	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	障害児相談支援給付費の支給決定の取消し	法令	児童福祉法施行規則	第25条の26の4第1項	

74	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	自立支援医療費の支給認定の取消し	法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第57条第1項	
75	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	障害児福祉手当の受給資格の喪失	法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第17条	
76	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	障害児福祉手当の支給の制限	法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第20条、第21条	
77	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	障害児福祉手当の返還	法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第22条第2項	
78	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	障害児福祉手当の不正利得の徴収	法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第24条	
79	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	障害児福祉手当の支払差止め	法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条において準用する第12条	
80	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	障害児福祉手当の不支給	法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条において準用する第11条	
81	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	障害児福祉手当の支払の調整	法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条及び第16条において準用する児童扶養手当法第31条	
82	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	特別障害者手当の受給資格の喪失	法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の2	
83	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	特別障害者手当の支給の制限	法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5において準用する第20条、第21条	
84	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	特別障害者手当の返還	法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5において準用する第22条第2項	
85	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	特別障害者手当の不正利得の徴収	法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5において準用する第24条	
86	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	特別障害者手当の支払差止め	法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5において準用する第12条	
87	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	特別障害者手当の不支給	法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5において準用する第11条	
88	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	特別障害者手当の支給の調整	法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の4	
89	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	特別障害者手当の支払の調整	法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5及び第16条において準用する児童扶養手当法第31条	
90	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	不利益	子ども医療費の不正利得の返還命令	例規	上天草市子ども医療費助成に関する条例	第8条	
91	健康福祉部	福祉課	子育て支援係	不利益	子ども医療費損害賠償との調査による返還命令	例規	上天草市子ども医療費助成に関する条例	第8条	

92	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	上天草市障害者移動支援事業利用の取消し	例規	上天草市移動支援事業実施要綱	第9条	
93	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	上天草市日中一時支援事業の利用の取消し	例規	上天草市日中一時支援事業実施要綱	第8条	
94	健康福祉部	福祉課	障がい福祉係	不利益	上天草市地域活動支援センターの利用の取消し	例規	上天草市地域活動支援センター事業実施要綱	第6条	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	社会福祉法人の設立認可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	社会福祉法第32条
基準規定	社会福祉法第25条、第31条、第32条
審査基準	<p>(要件) 第25条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。</p> <p>(申請) 第31条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <p>(1) 目的 (2) 名称 (3) 社会福祉事業の種類 (4) 事務所の所在地 (5) 評議員及び評議員会に関する事項 (6) 役員(理事及び監事をいう。以下この条、次節第二款、第六章第八節、第九章及び第十章において同じ。)の定数その他役員に関する事項 (7) 理事会に関する事項 (8) 会計監査人を置く場合には、これに関する事項 (9) 資産に関する事項 (10) 会計に関する事項 (11) 公益事業を行う場合には、その種類 (12) 収益事業を行う場合には、その種類 (13) 解散に関する事項 (14) 定款の変更に関する事項 (15) 公告の方法</p> <p>3 設立当初の役員及び評議員は、定款で定めなければならない。</p> <p>4 設立しようとする社会福祉法人が会計監査人設置社会福祉法人(会計監査人を置く社会福祉法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない社会福祉法人をいう。以下同じ。)であるときは、設立当初の会計監査人は、定款で定めなければならない。</p> <p>5 第1項第5号の評議員に関する事項として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。</p> <p>6 第1項第13号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。</p> <p>(認可) 第32条 所轄庁は、前条第1項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年7月7日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	社会福祉法人の定款変更
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	社会福祉法第45条の36第2項、第3項
基準規定	社会福祉法第25条、第31条、第32条
審査基準	<p>(要件) 第25条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。</p> <p>(申請) 第31条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <p>(1) 目的 (2) 名称 (3) 社会福祉事業の種類 (4) 事務所の所在地 (5) 評議員及び評議員会に関する事項 (6) 役員(理事及び監事をいう。以下この条、次節第二款、第六章第八節、第九章及び第十章において同じ。)の定数その他役員に関する事項 (7) 理事会に関する事項 (8) 会計監査人を置く場合には、これに関する事項 (9) 資産に関する事項 (10) 会計に関する事項 (11) 公益事業を行う場合には、その種類 (12) 収益事業を行う場合には、その種類 (13) 解散に関する事項 (14) 定款の変更に関する事項 (15) 公告の方法</p> <p>3 設立当初の役員及び評議員は、定款で定めなければならない。</p> <p>4 設立しようとする社会福祉法人が会計監査人設置社会福祉法人(会計監査人を置く社会福祉法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない社会福祉法人をいう。以下同じ。)であるときは、設立当初の会計監査人は、定款で定めなければならない。</p> <p>5 第1項第5号の評議員に関する事項として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。</p> <p>6 第1項第13号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。</p> <p>(認可) 第32条 所轄庁は、前条第1項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年7月7日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	社会福祉法人の解散の認可又は認定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	社会福祉法第46条第2項
基準規定	社会福祉法第46条第1項
審査基準	<p>(解散事由)</p> <p>第46条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。</p> <p>(1) 評議員会の決議</p> <p>(2) 定款に定めた解散事由の発生</p> <p>(3) 目的たる事業の成功の不能</p> <p>(4) 合併(合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。)</p> <p>(5) 破産手続開始の決定</p> <p>(6) 所轄庁の解散命令</p> <p>2 前項第1号又は第3号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年7月7日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	社会福祉法人の合併の認可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	社会福祉法第50条第3項、第4項及び第54条の6第2項、第3項
基準規定	社会福祉法第25条、第31条、第32条
審査基準	<p>(要件) 第25条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。</p> <p>(申請) 第31条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <p>(1) 目的 (2) 名称 (3) 社会福祉事業の種類 (4) 事務所の所在地 (5) 評議員及び評議員会に関する事項 (6) 役員(理事及び監事をいう。以下この条、次節第二款、第六章第八節、第九章及び第十章において同じ。)の定数その他役員に関する事項 (7) 理事会に関する事項 (8) 会計監査人を置く場合には、これに関する事項 (9) 資産に関する事項 (10) 会計に関する事項 (11) 公益事業を行う場合には、その種類 (12) 収益事業を行う場合には、その種類 (13) 解散に関する事項 (14) 定款の変更に関する事項 (15) 公告の方法</p> <p>3 設立当初の役員及び評議員は、定款で定めなければならない。</p> <p>4 設立しようとする社会福祉法人が会計監査人設置社会福祉法人(会計監査人を置く社会福祉法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない社会福祉法人をいう。以下同じ。)であるときは、設立当初の会計監査人は、定款で定めなければならない。</p> <p>5 第1項第5号の評議員に関する事項として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。</p> <p>6 第1項第13号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。</p> <p>(認可) 第32条 所轄庁は、前条第1項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年7月7日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	保護の開始の申請に対する処分、変更の申請に対する処分
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	生活保護法第24条第3項
基準規定	生活保護法第8条
審査基準	<p>生活保護法 (基準及び程度の原則) 第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。 2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。</p> <p>生活保護法第8条の規定を原則として、生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通達)(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通達)、生活保護法による医療扶助運営要領について(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通達)(昭和48年5月1日社保第87号厚生省社会局保護課長通達)により次の点を踏まえて判断する。 (1)資産の活用(次官通知第3) 最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用する。 (2)稼働能力の活用(次官通知第4) 要保護者に稼働能力がある場合は、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用する。 (3)扶養義務の履行(次官通知第5) 要保護者に民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させる。 (4)他方他施策の活用(次官通知第6) 他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努める。 (5)保護の決定(次官通知第10) 保護の要否および程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入との対比によって決定する。 2 保護の決定のための必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。前記の立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下することができる。</p>
標準処理期間	申請のあった日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能。
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	児童手当の額の改定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	児童手当法第9条
基準規定	児童手当法第6条、附則第2条
審査基準	<p>(児童手当の額)</p> <p>第6条 児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる児童手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 児童手当(中学校修了前の児童に係る部分に限る。) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額</p> <p>イ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童の全てが3歳に満たない児童(施設入所等児童を除き、月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。以下この号において同じ。)、3歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。)であつて12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(施設入所等児童を除く。以下この号において「3歳以上小学校修了前の児童」という。)又は12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であつて15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(施設入所等児童を除く。以下この号において「小学校修了後中学校修了前の児童」という。)である場合(ハに掲げる場合に該当する場合を除く。)</p> <p>次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額</p> <p>(1) 当該支給要件児童の全てが3歳に満たない児童又は3歳以上小学校修了前の児童である場合 次の(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める額</p> <p>(i) 当該支給要件児童の全てが3歳に満たない児童である場合 1万5千円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額</p> <p>(ii) 当該3歳以上小学校修了前の児童が1人又は2人いる場合 1万5千円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、1万円に当該3歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額</p> <p>(iii) 当該3歳以上小学校修了前の児童が3人以上いる場合 1万5千円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、1万5千円に当該3歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から1万円を控除して得た額とを合算した額</p> <p>(2) 当該小学校修了後中学校修了前の児童が一人いる場合 次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額</p> <p>(i) 当該支給要件児童の全てが3歳に満たない児童又は小学校修了後中学校修了前の児童である場合 1万5千円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、1万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額</p> <p>(ii) 当該支給要件児童のうち3歳以上小学校修了前の児童がいる場合 1万5千円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額、1万5千円に当該3歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から5千円を控除して得た額及び1万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額</p>

審査基準

(3) 当該小学校修了後中学校修了前の児童が二人以上いる場合 1万5千円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額、1万5千円に当該3歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び1万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

ロ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童のうちに15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童がいる場合(ハに掲げる場合に該当する場合を除く。) 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 当該15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童が一人いる場合
 次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額

(i) 当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童、3歳以上小学校修了前の児童又は15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童である場合 1万5千円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、1万5千円に当該3歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から5千円を控除して得た額(当該支給要件児童のうちに3歳以上小学校修了前の児童がいなかった場合には、零とする。)とを合算した額

(ii) 当該支給要件児童のうちに小学校修了後中学校修了前の児童がいる場合 1万5千円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額、1万5千円に当該3歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び1万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

(2) 当該15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童が2人以上いる場合 1万5千円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額、1万5千円に当該3歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び1万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

ハ 児童手当の支給要件に該当する者(第4条第1項第1号に係るものに限る。)が未成年後見人であり、かつ、法人である場合 1万5千円に次条の認定を受けた受給資格に係る3歳に満たない児童の数を乗じて得た額、1万円に当該受給資格に係る3歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び1万円に当該受給資格に係る小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

ニ 児童手当(中学校修了前の施設入所等児童に係る部分に限る。) 1万5千円に次条の認定を受けた受給資格に係る3歳に満たない施設入所等児童(月の初日に生まれた施設入所等児童については、出生の日から3年を経過しない施設入所等児童とする。)の数を乗じて得た額と、1万円に当該受給資格に係る3歳以上の施設入所等児童(月の初日に生まれた施設入所等児童については、出生の日から3年を経過した施設入所等児童とする。)であつて15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の数を乗じて得た額とを合算した額

2 児童手当の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

(特例給付)

第2条 当分の間、第4条に規定する要件に該当する者(第5条第1項の規定により児童手当が支給されない者に限る。)に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。

2 前項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、5千円に次項において準用する第7条第1項又は第3項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とする。

標準処理期間

30日(休日は含まない。)

更新日

平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	未支払の児童手当の支払
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	児童手当法第12条
基準規定	児童手当法第12条
審査基準	<p>(未支払の児童手当)</p> <p>第12条 児童手当の一般受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当(その者が監護していた中学校修了前の児童であつた者に係る部分に限る。)で、まだその者に支払つていなかったものがあるときは、当該中学校修了前の児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。</p> <p>2 中学校修了前の施設入所等児童が第三条第三項各号に掲げる児童に該当しなくなつた場合において、当該中学校修了前の施設入所等児童が委託されていた施設等受給資格者又は当該中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしていた障害児入所施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき児童手当(当該中学校修了前の施設入所等児童であつた者に係る部分に限る。)で、まだその者に支払つていなかったものがあるときは、当該中学校修了前の施設入所等児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。</p> <p>3 前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に対し当該児童手当の支給があつたものとみなす。</p>
標準処理期間	30日(休日は含まない。)
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	児童手当の受給資格及び額の認定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	児童手当法第7条第1項
基準規定	児童手当法第4条、第5条、第6条、附則第2条
審査基準	<p>(支給要件)</p> <p>第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。</p> <p>(1) 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの</p> <p>イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第2条第2項において「中学校修了前の児童」という。)</p> <p>ロ 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童(施設入所等児童を除く。)</p> <p>(2) 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。)</p> <p>(3) 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの</p> <p>(4) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所等児童(以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。)が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設(以下「障害児入所施設等」という。)の設置者</p> <p>2 前項第1号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>3 第1項1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合(当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>第5条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第一号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。</p>

審査基準	<p>(児童手当の額)</p> <p>第6条 児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる児童手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 児童手当(中学校修了前の児童に係る部分に限る。) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額</p> <p>イ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童の全てが3歳に満たない児童(施設入所等児童を除き、月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。以下この号において同じ。)、3歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。)であつて12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(施設入所等児童を除く。以下この号において「三歳以上小学校修了前の児童」という。)又は12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であつて15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(施設入所等児童を除く。以下この号において「小学校修了後中学校修了前の児童」という。)である場合(ハに掲げる場合に該当する場合を除く。) 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額</p> <p>(1) 当該支給要件児童の全てが3歳に満たない児童又は3歳以上小学校修了前の児童である場合 次の(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める額</p> <p>(i) 当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童である場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額</p> <p>(ii) 当該3歳以上小学校修了前の児童が一人又は二人いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、1万円に当該3歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額</p> <p>(iii) 当該3歳以上小学校修了前の児童が3人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、1万5千元に当該3歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から1万円を控除して得た額とを合算した額</p> <p>(2) 当該小学校修了後中学校修了前の児童が1人いる場合 次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額</p> <p>(i) 当該支給要件児童の全てが3歳に満たない児童又は小学校修了後中学校修了前の児童である場合 一万五千元に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、1万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額</p> <p>(ii) 当該支給要件児童のうちに3歳以上小学校修了前の児童がいる場合 一万五千元に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額、1万5千元に当該3歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から5千円を控除して得た額及び1万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額</p> <p>(3) 当該小学校修了後中学校修了前の児童が2人以上いる場合 一万五千元に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額、1万5千元に当該3歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び1万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額</p> <p>ロ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童のうちに15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童がいる場合(ハに掲げる場合に該当する場合を除く。) 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額</p> <p>(1) 当該15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童が一人いる場合 次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額</p>
------	---

<p>審査基準</p>	<p>(i) 当該支給要件児童の全てが3歳に満たない児童、3歳以上小学校修了前の児童又は15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童である場合 1万5千円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、1万5千円に当該3歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から5千円を控除して得た額(当該支給要件児童のうちに3歳以上小学校修了前の児童がいない場合には、零とする。)とを合算した額</p> <p>(ii) 当該支給要件児童のうちに小学校修了後中学校修了前の児童がいる場合 1万5千円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額、1万5千円に当該3歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び1万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額</p> <p>(2) 当該15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童が2人以上いる場合 1万5千円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額、1万5千円に当該3歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び1万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額</p> <p>ハ 児童手当の支給要件に該当する者(第4条第1項第1号に係るものに限る。)が未成年後見人であり、かつ、法人である場合 1万5千円に次条の認定を受けた受給資格に係る3歳に満たない児童の数を乗じて得た額、1万円に当該受給資格に係る3歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び1万円に当該受給資格に係る小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額</p> <p>ニ 児童手当(中学校修了前の施設入所等児童に係る部分に限る。)1万5千円に次条の認定を受けた受給資格に係る3歳に満たない施設入所等児童(月の初日に生まれた施設入所等児童については、出生の日から3年を経過しない施設入所等児童とする。)の数を乗じて得た額と、1万円に当該受給資格に係る3歳以上の施設入所等児童(月の初日に生まれた施設入所等児童については、出生の日から3年を経過した施設入所等児童とする。)であつて15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の数を乗じて得た額とを合算した額</p> <p>2 児童手当の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。</p> <p>(特例給付)</p> <p>第2条 当分の間、第4条に規定する要件に該当する者(第5条第1項の規定により児童手当が支給されない者に限る。)に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第18条第4項各号に定める者の負担による給付を行う。</p> <p>2 前項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、5千円に次項において準用する第7条第1項又は第3項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とする。</p>
<p>標準処理期間</p>	<p>30日(休日は含まない。)</p>
<p>更新日</p>	<p>平成29年3月29日</p>

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	児童扶養手当の受給資格の認定
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	児童扶養手当法第6条
基準規定	児童扶養手当法第4条 児童扶養手当法施行令第1条、第1条の2、第2条、別表第2
審査基準	<p>第4条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。</p> <p>(1) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母</p> <p>イ 父母が婚姻を解消した児童</p> <p>ロ 父が死亡した児童</p> <p>ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童</p> <p>ニ 父の生死が明らかでない児童</p> <p>ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの</p> <p>(2) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父</p> <p>イ 父母が婚姻を解消した児童</p> <p>ロ 母が死亡した児童</p> <p>ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童</p> <p>ニ 母の生死が明らかでない児童</p> <p>ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの</p> <p>(3) 第1号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する(児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合(父がない場合を除く。)若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号から第4号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第2号、第5号又は第六号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>(1) 日本国内に住所を有しないとき。</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>(3) 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。</p> <p>(4) 母の配偶者(前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。)に養育されているとき。</p> <p>(5) 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。</p> <p>(6) 父の配偶者(前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。)に養育されているとき。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	教育・保育の支給認定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	子ども子育て支援法第20条第1項、第2項、第3項
基準規定	子ども子育て支援法第19条 子ども子育て支援法施行規則第1条 上天草市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例第3条 上天草市子どものための教育・保育の支給認定に関する規則第5条
審査基準	<p>子ども子育て支援法第19条 (支給要件)</p> <p>第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。</p> <p>(1) 満3歳以上の小学校就学前子ども(次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)</p> <p>(2) 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p> <p>(3) 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項第2号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。</p> <p>子ども子育て支援法施行規則第1条 (法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれかが次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村(特別区を含む。以下同じ。)が定める時間以上労働することを常態とすること。</p> <p>(2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</p> <p>(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>(4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。</p> <p>(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>(6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。</p> <p>(7) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。</p> <p>ロ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p>

(8) 次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(イに該当する場合を除く。)

(9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

上天草市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例第3条

第3条 保育の認定は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 1月において、48時間以上労働することを常態とする場合

(2) 妊娠中であるか又は出産後間がない場合

(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合

(4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合

(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合

(6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合

(7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合

(8) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けている場合

(9) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合

(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められる場合(前号に該当する場合を除く。)

(11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(以下「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められる場合

(12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める事由である場合

(保育の必要性の認定基準)

第3条 保育の認定は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 1月において、48時間以上労働することを常態とする場合

(2) 妊娠中であるか又は出産後間がない場合

(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合

(4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合

(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合

(6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合

(7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合

(8) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けている場合

(9) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合
 (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められる場合(前号に該当する場合を除く。)
 (11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(以下「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められる場合
 (12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める事由である場合
 上天草市子どものための教育・保育の支給認定に関する規則第5条
 (保育の必要量及び支給認定の有効期間)
 第5条 前条第1項に規定する支給認定証に記載する保育の必要量及び支給認定の有効期間は、条例第3条に規定する認定基準に基づき、別表により決定するものとする。

標準処理期間	30日以内
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	介護給付費等の支給の要否の決定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第12条
審査基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (支給要否決定等)</p> <p>第22条 市町村は、第20条第1項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第27条において「支給要否決定」という。)を行うものとする。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (法第22条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項)</p> <p>第12条 法第22条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 法第20条第1項の申請に係る障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況</p> <p>(2) 当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況</p> <p>(3) 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況</p> <p>(4) 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援又は同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況</p> <p>(5) 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況</p> <p>(6) 当該申請に係る障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等(第3号から前号までに掲げるものに係るものを除く。)の利用の状況</p> <p>(7) 当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容</p> <p>(8) 当該申請に係る障害者等の置かれている環境</p> <p>(9) 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況</p>
標準処理期間	60日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	障害支援区分の認定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第10条 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条
審査基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害支援区分の認定) 第21条 市町村は、前条第1項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (障害支援区分の認定手続) 第10条 市町村は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費(共同生活援助に係るものに限る。)又は特例訓練等給付費(共同生活援助に係るものに限る。)の支給決定(法第19条第1項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けようとする障害者から法第20条第1項の申請があったときは、同条第2項の調査(同条第6項の規定により嘱託された場合にあつては、当該嘱託に係る調査を含む。)の結果その他厚生労働省令で定める事項を市町村審査会に通知し、当該障害者について、その該当する障害支援区分に関し審査及び判定を求めものとする。 2 市町村審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る障害者について、障害支援区分に関する審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。 3 市町村は、前項の規定により通知された市町村審査会の審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定をしたときは、その結果を当該認定に係る障害者に通知しなければならない。</p> <p>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令 (障害支援区分に関する審査判定基準等) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第四条第四項の厚生労働省令で定める区分は、第2号から第7号までに掲げる区分とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(以下「令」という。)第10条第2項(令第13条において準用する場合を含む。)に規定する市町村審査会(法第15条に規定する市町村審査会をいう。以下同じ。)が行う審査及び判定は、当該審査及び判定に係る障害者に必要とされる支援の度合が次の各号に掲げる区分等に応じそれぞれ当該各号に掲げる支援の度合のいずれかに該当するかについて行うものとする。この場合において、法第20条第2項(法第24条第3項、第51条の6第2項及び第51条の9第3項において準用する場合を含む。)の規定による調査(以下「障害支援区分認定調査」という。)の結果及び医師意見書に基づいて算定された別表第一の項目の欄に掲げる項目(以下単に「項目」という。)のうち当該障害者の障害の状態に当てはまるものに係る点数又は当該点数を各群につき合計した点数(以下「合計点数等」という。)が二以上の別表第二の番号の欄に掲げる番号(以下単に「番号」という。)に係る同表の条件の欄に掲げる条件(以下単に「条件」という。)を満たす場合における次の各号に掲げる規定の適用については、当該二以上の番号に係る同表の区分等該当可能性の欄に掲げる割合のうち最も高いもの(当該最も高いものが二以上あるときは、当該最も高いものに係る番号のうち最も大きいもの)に係る条件のみを満たすものとして取り扱うものとする。</p>

<p>審査基準</p>	<p>(1) 非該当 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合 イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の非該当の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合(障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。) ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合(イに該当するものを除く。)</p> <p>(2) 区分一 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合 イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分一の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合(障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。) ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合(イに該当するものを除く。)</p> <p>(3) 区分二 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合 イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分二の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合(障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。) ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合(イに該当するものを除く。)</p> <p>(4) 区分三 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合 イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分三の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合(障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。) ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合(イに該当するものを除く。)</p> <p>(5) 区分四 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合 イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分四の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合(障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。) ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合(イに該当するものを除く。)</p> <p>(6) 区分五 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合 イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分五の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合(障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。) ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合(イに該当するものを除く。)</p> <p>(7) 区分六 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合 イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分六の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合(障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。) ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合(イに該当するものを除く。)</p>
<p>標準処理期間</p>	<p>60日</p>
<p>更新日</p>	<p>平成29年3月29日</p>

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の決定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第1項、第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第18条、第19条
審査基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (特例介護給付費又は特例訓練等給付費)</p> <p>第30条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は第2号に規定する基準該当障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(特定費用を除く。)について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。</p> <p>(1) 支給決定障害者等が、第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。</p> <p>(2) 支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等以外の障害福祉サービス(次に掲げる事業所又は施設により行われるものに限る。以下「基準該当障害福祉サービス」という。)を受けたとき。</p> <p>イ 第43条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所(以下「基準該当事業所」という。)</p> <p>ロ 第44条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる施設(以下「基準該当施設」という。)</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2(略)</p> <p>3 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、一月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額を基準として、市町村が定める。</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス等 前条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)</p> <p>(2) 基準該当障害福祉サービス 障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用(特定費用を除く。)につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額)</p>

審査基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (法第30条第1項第3号の政令で定めるとき)</p> <p>第18条 法第30条第1項第3号に規定する政令で定めるときは、支給決定障害者等が、法第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により法第30条第1項第2号の基準該当障害福祉サービス(次条第2号において「基準該当障害福祉サービス」という。)を受けたときとする。</p> <p>(法第30条第3項の障害福祉サービスに係る負担上限月額)</p> <p>第19条 法第30条第3項に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス等を受けた支給決定障害者等 次のイからニまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額</p> <p>イ 第17条第1号に掲げる支給決定障害者等 37,200円</p> <p>ロ 第17条第2号に掲げる支給決定障害者等 9,300円</p> <p>ハ 第17条第3号に掲げる支給決定障害者等 4,600円</p> <p>ニ 第17条第4号に掲げる支給決定障害者等 零</p> <p>(2) 基準該当障害福祉サービスを受けた支給決定障害者等 次のイからニまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額</p> <p>イ ロからニまでに掲げる者以外の者 37,200円</p> <p>ロ 支給決定障害者等であって、次に掲げる者に該当するもの(ニに掲げる者を除く。) 9,300円</p> <p>① 基準該当施設(法第30条第1項第2号ロに規定する基準該当施設をいう。以下この号及び第42条の4第1項第2号において同じ。)に入所する者(20歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(20歳未満の者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について基準該当障害福祉サービスのあった月の属する年度(基準該当障害福祉サービスのあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が28万円未満であるもの</p> <p>② 基準該当施設に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者(法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について基準該当障害福祉サービスのあった月の属する年度(基準該当障害福祉サービスのあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が16万円未満であるもの</p> <p>ハ 支給決定障害者等のうち、基準該当施設に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの(法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について基準該当障害福祉サービスのあった月の属する年度(基準該当障害福祉サービスのあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が28万円未満であるもの(ロ及びニに掲げる者を除く。) 4,600円</p> <p>2 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。)が基準該当障害福祉サービスのあった月の属する年度(基準該当障害福祉サービスのあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が基準該当障害福祉サービスのあった月において被保護者若しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零</p>
標準処理期間	40日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	特定障害者特別給付費の支給の決定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第20条・第21条第1項、第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条
審査基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (特定障害者特別給付費の支給)</p> <p>第34条 市町村は、施設入所支援、共同生活援助その他の政令で定める障害福祉サービス(以下この項において「特定入所等サービス」という。)に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定めるもの(以下この項及び次条第1項において「特定障害者」という。)が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設若しくはほのぞみの園(以下「指定障害者支援施設等」という。)に入所し、又は共同生活援助を行う住居に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は共同生活援助を行う住居における食事の提供に要した費用又は居住に要した費用(同項において「特定入所等費用」という。)について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (特定障害者特別給付費の対象となる障害福祉サービス)</p> <p>第20条 法第34条第1項に規定する政令で定める障害福祉サービスは、施設入所支援、共同生活援助その他これらに類するものとして厚生労働省令で定めるものとする。</p> <p>(特定障害者特別給付費の支給)</p> <p>第21条 特定障害者特別給付費は、次の各号に掲げる特定障害者(法第34条第1項に規定する特定障害者をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等から特定入所等サービス(法第34条第1項に規定する「特定入所等サービス」をいう。次号において同じ。)を受けた特定障害者 指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(以下この条において「食費等の基準費用額」という。)から平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに特定障害者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定する額(以下この条において「食費等の負担限度額」という。)を控除して得た額(その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額)</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス事業者(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)から特定入所等サービスを受けた特定障害者 共同生活援助を行う住居における居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(次項において「居住費の基準費用額」という。)に相当する額(その額が現に居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住に要した費用の額)</p> <p>2(略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、特定障害者が指定障害者支援施設等に対し、食事の提供及び居住に要する費用として、食費等の基準費用額(法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により特定障害者特別給付費の支給があったものとみなされた特定障害者に対しては、食費等の負担限度額)を超える金額を支払った場合には、特定障害者特別給付費を支給しない。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (法第34条第1項に規定する厚生労働省令で定める障害者)</p> <p>第34条 法第34条第1項の厚生労働省令で定める障害者は、次の各号に掲げる障害者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 施設入所支援に係る支給決定を受けた障害者 20歳未満である者及び20歳以上であつて、令第17条第4号に掲げる者に該当するもの</p> <p>(2) 共同生活援助又は令第20条に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた障害者 令第17条第4号に掲げる者に該当するもの</p>
標準処理期間	60日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	特例特定障害者特別給付費の支給の決定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第35条第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第35条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第21条の3において準用する第21条
審査基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (特例特定障害者特別給付費の支給)</p> <p>第35条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等若しくは基準該当施設又は共同生活援助を行う住居における特定入所等費用について、政令で定めるところにより、特例特定障害者特別給付費を支給することができる。</p> <p>(1) 特定障害者が、第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。</p> <p>(2) 特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けたとき。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (特定障害者特別給付費の支給)</p> <p>第21条 特定障害者特別給付費は、次の各号に掲げる特定障害者(法第34条第1項に規定する特定障害者をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等から特定入所等サービス(法第34条第1項に規定する「特定入所等サービス」をいう。次号において同じ。)を受けた特定障害者 指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(以下この条において「食費等の基準費用額」という。)から平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに特定障害者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定する額(以下この条において「食費等の負担限度額」という。)を控除して得た額(その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額)</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス事業者(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)から特定入所等サービスを受けた特定障害者 共同生活援助を行う住居における居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(次項において「居住費の基準費用額」という。)に相当する額(その額が現に居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住に要した費用の額)</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定により食費等の基準費用額若しくは食費等の負担限度額を算定する方法又は居住費の基準費用額を定めた後に、指定障害者支援施設等における食事の提供若しくは居住に要する費用又は共同生活援助を行う住居における居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにこれらを改定しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、特定障害者が指定障害者支援施設等に対し、食事の提供及び居住に要する費用として、食費等の基準費用額(法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により特定障害者特別給付費の支給があったものとみなされた特定障害者にあつては、食費等の負担限度額)を超える金額を支払った場合には、特定障害者特別給付費を支給しない。</p> <p>(特例特定障害者特別給付費の支給)</p> <p>第21条の3 第21条の規定は、特例特定障害者特別給付費について準用する。この場合において、同条第3項中「に対し」とあるのは「又は基準該当施設(法第30条第1項第2号ロに規定する基準該当施設をいう。)に対し」と、「食費等の基準費用額(法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により特定障害者特別給付費の支給があったものとみなされた特定障害者にあつては、食費等の負担限度額)」とあるのは「食費等の基準費用額」と読み替えるものとする</p>
標準処理期間	40日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給の決定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項、第51条の18第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項、第51条の18第1項
審査基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (計画相談支援給付費) 第51条の17 市町村は、次の各号に掲げる者(以下「計画相談支援対象障害者等」という。)に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。 (1) 第22条第4項(第24条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第20条第1項若しくは第24条第1項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は第51条の7第4項(第51条の9第3項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第51条の6第1項若しくは第51条の9第1項の申請に係る障害者 市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者(以下「指定特定相談支援事業者」という。)から当該指定に係るサービス利用支援(次項において「指定サービス利用支援」という。)を受けた場合であって、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。 (2) 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者 指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援(次項において「指定継続サービス利用支援」という。)を受けたとき。</p> <p>(特例計画相談支援給付費) 第51条の18 市町村は、計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援以外の計画相談支援(第51条の24第1項の厚生労働省令で定める基準及び同条第2項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当計画相談支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、基準該当計画相談支援に要した費用について、特例計画相談支援給付費を支給することができる。</p>
標準処理期間	60日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給の決定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第70条第1項、第71条第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第70条、第71条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第42条の4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第64条の2
審査基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (療養介護医療費の支給)</p> <p>第70条 市町村は、介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者が、支給決定の有効期間内において、指定障害福祉サービス事業者等から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。</p> <p>2 第58条第3項から第6項までの規定は、療養介護医療費について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(基準該当療養介護医療費の支給)</p> <p>第71条 市町村は、特例介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者が、基準該当事業所又は基準該当施設から当該療養介護医療(以下「基準該当療養介護医療」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該基準該当療養介護医療に要した費用について、基準該当療養介護医療費を支給する。</p> <p>2 第58条第3項及び第4項の規定は、基準該当療養介護医療費について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 (指定療養介護医療等に係る負担上限月額)</p> <p>第42条の4 法第70条第2項又は第71条第2項において準用する法第58条第3項第1号の当該支給決定障害者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(次項及び附則第13条の2において「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる支給決定障害者(法第70条第2項又は第71条第2項において準用する法第58条第3項第1号に規定する支給決定障害者をいう。以下この条及び附則第13条の2において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号から第四号までに掲げる者以外の者 40,200円</p> <p>(2) 市町村民税世帯非課税者(支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。))が指定療養介護医療等(指定障害福祉サービス事業者等(法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。))から受けた当該指定に係る療養介護医療又は基準該当事業所(法第30条第1項第2号イに規定する基準該当事業所をいう。))若しくは基準該当施設から受けた法第71条第1項に規定する基準該当療養介護医療をいう。以下同じ。)のあつた月の属する年度(指定療養介護医療等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者をいう。次号において同じ。)又は支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が指定療養介護医療等のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者(次号及び第4号に掲げる者を除く。) 24,600円</p> <p>(3) 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定療養介護医療等のあつた月の属する年の前年(指定療養介護医療等のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)中の公的年金等の収入金額、当該指定療養介護医療等のあつた月の属する年の前年の合計所得金額及び当該指定療養介護医療</p>

<p>審査基準</p>	<p>等のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が80万円以下である者又は支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が指定療養介護医療等のあった月において要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者(次号に掲げる者を除く。) 15,000円</p> <p>(4) 支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が、指定療養介護医療等のあった月において、被保護者又は要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者 零</p> <p>2 次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る支給決定障害者(20歳未満の者に限る。以下この項において同じ。)の指定療養介護医療等に係る負担上限月額、前項の規定にかかわらず、同項第1号中「40,200円」とあるのは「零以上40,200以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第2号中「24,600円」とあるのは「零以上24,600円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第3号中「一万五千元」とあるのは「零以上15,000円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。</p> <p>(1) 支給決定障害者が同一の月に受けた療養介護に係る法第29条第3項第1号に掲げる額又は法第30条第3項第1号及び第2号に定める額を合計した額に百分の十を乗じて得た額(次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額を超える場合は当該額とする。)</p> <p>イ 前項第1号に掲げる者 37,200円</p> <p>ロ 前項第2号に掲げる者 24,600円</p> <p>ハ 前項第3号に掲げる者 15,000円</p> <p>ニ 前項第4号に掲げる者 零</p> <p>(2) 支給決定障害者が同一の月に受けた法第70条第2項又は第71条第2項において準用する法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療等に係る健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の十に相当する額(前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は当該額とする。)並びに支給決定障害者が同一の月に受けた指定療養介護医療等に係る健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額の合計額</p> <p>(3) 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (療養介護医療費の支給)</p> <p>第64条の2 市町村は、法第70条第1項の規定に基づき、毎月、療養介護医療費を支給するものとする。</p> <p>2 支給決定を受けた障害者が指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定により当該支給決定を受けた障害者に支給すべき療養介護医療費は当該指定障害福祉サービス事業者に対して支払うものとする。</p>
<p>標準処理期間</p>	<p>60日</p>
<p>更新日</p>	<p>平成29年3月29日</p>

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	高額障害福祉サービス等給付費の支給の決定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の4、第43条の5、第43条の6
審査基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第76条の2 市町村は、支給決定障害者等が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入又は修理に要した費用の合計額(それぞれ厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額)の合計額を限度とする。)から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第20条に規定する介護給付等のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、高額障害福祉サービス等給付費の支給要件、支給額その他高額障害福祉サービス等給付費の支給に関し必要な事項は、障害福祉サービス及び補装具の購入又は修理に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (高額障害福祉サービス等給付費の対象となるサービス及び介護給付費等) 第43条の4 法第76条の2第1項に規定する障害福祉サービスのうち政令で定めるものは、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)とし、法第76条の2第1項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものは、介護保険法第51条に規定する居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)及び施設サービス並びに同法第61条に規定する介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)及び地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)(次条第1項第3号において「居宅サービス等」と総称する。)とする。</p> <p>2 法第76条の2第1項に規定する介護給付費等のうち政令で定めるものは、法第19条第1項に規定する介護給付費等(以下「介護給付費等」という。)とし、法第76条の2第1項に規定する介護給付等のうち政令で定めるものは、介護保険法第51条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費並びに同法第61条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費及び高額介護予防サービス費(次条第1項第3号において「介護サービス費等」と総称する。)とする。</p> <p>(高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等) 第43条の5 高額障害福祉サービス等給付費は、次に掲げる額を合算した額(以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。)が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率(支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第1号及び第3号に掲げる額並びに購入又は修理をした補装具に係る第2号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第3項第2号において同じ。)を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 同一の世帯に属する支給決定障害者等(特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。第3号において同じ。)が同一の月に受けた障害福祉サービスに係る法第29条第3項第1号に掲げる額及び法第30条第3項各号に定める額の合計額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等の合計額を控除して得た額</p> <p>(2) 同一の世帯に属する補装具費支給対象障害者等(補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である補装具費支給対象障害者等に限る。)が同一の月に購入又は修理をした補装具に係る法第76条第2項に規定する基準額の合計額から当該購入又は修理をした補装具につき支給された同条第1項に規定する補装具費の合計額を控除して得た額</p> <p>(3) 同一の世帯に属する支給決定障害者等(法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等(高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を除く。)の合計額に九十分の百(介護保険法第49条の2又は第59条の2の規定が適用される場合にあつては80分の100、同法第50条第1項又は第60条第1項の規定が適用される場合にあつては100分の100をこれらの規定に規定する100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第50条第2項又は第60条第2項の規定が適用される場合にあつては100分の100をこれらの規定に規定する100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合)を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額</p>

<p>審査基準</p>	<p>(4) 同一の世帯に属する児童福祉法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者(同項に規定する通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する通所給付決定保護者に限る。)が同一の月に受けた同条第1項に規定する障害児通所支援に係る同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額及び同法第21条の5の4第3項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された同法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額</p> <p>(5) 同一の世帯に属する児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者(同項に規定する入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する入所給付決定保護者に限る。)が同一の月に受けた同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援に係る同条第2項第1号に掲げる額の合計額から当該指定入所支援につき支給された同条第1項に規定する障害児入所給付費の合計額を控除して得た額</p> <p>2 支給決定障害者等が、次条第2号に掲げる者であるときは、前項第3号に掲げる額は零とする。</p> <p>3 第17条第2号又は第3号に掲げる支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第1項第1号に掲げる額、同項第4号に掲げる額(当該支給決定障害者等(法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)が通所給付決定保護者(児童福祉法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。)である場合における当該通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第5項において同じ。)及び第1項第5号に掲げる額(当該支給決定障害者等(法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)が入所給付決定保護者(児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。)である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第5項において同じ。)を合算した額が負担上限月額(当該支給決定障害者等(法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあっては、当該負担上限月額と特定保護者負担上限月額のいずれか高い額とする。以下この項及び第5項において同じ。)を超えるときは、第1項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等に対して高額障害福祉サービス等給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 当該支給決定障害者等に係る第1項第1号、第4号及び第5号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額(当該支給決定障害者等(法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあっては、その額に障害児保護者按分率(通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第1項第1号に掲げる額を同号、同項第4号及び同項第5号に掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。)</p> <p>(2) 調整後利用者負担世帯合算額から第1項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に支給決定障害者等按分率を乗じて得た額</p> <p>4 前項の「特定保護者負担上限月額」とは、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該支給決定障害者等が次の各号のいずれにも該当するときは、いずれか高い額とする。</p> <p>(1) 通所給付決定保護者である支給決定障害者等 当該通所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条に規定する障害児通所支援負担上限月額に相当する額</p> <p>(2) 入所給付決定保護者である支給決定障害者等 当該入所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令第27条の2に規定する障害児入所支援負担上限月額に相当する額</p> <p>5 第3項第2号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する支給決定障害者等(特定支給決定障害者にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。)に係る第1項第1号、第4号及び第5号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。</p> <p>6 高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。(高額障害福祉サービス等給付費算定基準額)</p> <p>第43条の6 前条第1項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第17条第1号から第3号までに掲げる者 37,200円</p> <p>(2) 第17条第4号に掲げる者 零</p>
<p>標準処理期間</p>	<p>40日</p>
<p>更新日</p>	<p>平成29年3月29日</p>

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	障害児通所給付費の支給の要否の決定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	児童福祉法第21条の5の7第1項
基準規定	児童福祉法第21条の5の7 児童福祉法施行規則第18条の10
審査基準	<p>児童福祉法 第21条の5の7 市町村は、前条第1項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定(以下この条において「通所支給要否決定」という。)を行うものとする。</p> <p>児童福祉法施行規則 第18条の10 法第21条の5の7第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況 (2) 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況 (3) 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況 (4) 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況 (5) 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況 (6) 当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等(前3号に掲げるものに係るものを除く。)の利用の状況 (7) 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容 (8) 当該申請に係る障害児の置かれている環境 (9) 当該申請に係る障害児通所支援の提供体制の整備の状況
標準処理期間	60日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	特例障害児通所給付費の支給の要否の決定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	児童福祉法第21条の5の4第1項
基準規定	児童福祉法第21条の5の4第1項 児童福祉法施行令第25条、第25条の2
審査基準	<p>児童福祉法 第21条の5の4 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定通所支援又は第2号に規定する基準該当通所支援(第21条の5の7第7項に規定する支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(通所特定費用を除く。)について、特例障害児通所給付費を支給することができる。</p> <p>(1) 通所給付決定保護者が、第21条の5の6第1項の申請をした日から当該通所給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定通所支援を受けたとき。</p> <p>(2) 通所給付決定保護者が、指定通所支援以外の障害児通所支援(第21条の5の18第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下「基準該当通所支援」という。)を受けたとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特例障害児通所給付費の額は、1月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額を基準として、市町村が定める。</p> <p>(1) 指定通所支援 前条第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)</p> <p>(2) 基準該当通所支援 障害児通所支援の種類ごとに基準該当通所支援に通常要する費用(通所特定費用を除く。)につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当通所支援に要した費用の額)</p> <p>児童福祉法施行令 第25条 法第21条の5の4第1項第3号 に規定する政令で定めるときは、通所給付決定保護者が、法第21条の5の6第1項 の申請をした日から当該通所給付決定(法第21条の5の5第1項 に規定する通所給付決定をいう。第25条の5第1項において同じ。)の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により法第21条の5の4第1項第2号 に規定する基準該当通所支援(次条第2号において「基準該当通所支援」という。)を受けたときとする。</p> <p>第25条の2 法第21条の5の4第3項 に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 指定通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからホまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める額</p> <p>イ 第24条第1号に掲げる通所給付決定保護者 37,200円</p> <p>ロ 第24条第2号に掲げる通所給付決定保護者 4,600円</p> <p>ハ 第24条第3号に掲げる通所給付決定保護者 次の(1)又は(2)に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額</p>

審査基準

- (1) 第24条第3号イに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額(その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。)
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前児童であるものを除く。)及び小学校就学前最年長児童である障害児に係るものに限る。)に100分の10を乗じて得た額
- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児(小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。)に係るものに限る。)に100分の5を乗じて得た額
- (2) 第24条第3号ロに掲げる通所給付決定保護者 (1)(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額(その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。)
- 二 第24条第4号に掲げる通所給付決定保護者 次の(1)から(3)までに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額
- (1) 第24条第4号イに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額(その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。)
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。)に100分の10を乗じて得た額
- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児(小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に限る。)に係るものに限る。)に100分の5を乗じて得た額
- (2) 第24条第4号ロに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額(その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。)
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。)に係るものに限る。)に100分の10を乗じて得た額
- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。)に100分の5を乗じて得た額
- (3) 第24条第4号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。)に係るものに限る。)に100分の10を乗じて得た額(その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。)
- ホ 第24条第5号に掲げる通所給付決定保護者 零
- 二 基準該当通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからホまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める額
- イ ロからホまでに掲げる者以外の者 37,200円
- ロ 通所給付決定保護者であって、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度(基準該当通所支援のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が28万円未満であるもの(ハからホまでに掲げる者を除く。) 4,600円
- ハ 小学校就学前児童が2人以上いる通所給付決定保護者(二及びホに掲げる者を除く。) 次の(1)又は(2)に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額
- (1) (2)に掲げる者以外の者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額(その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。)
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前児童であるものを除く。)及び小学校就学前最年長児童である障害児に係るものに限る。)に100分の10を乗じて得た額
- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児(小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。)に係るものに限る。)に100分の5を乗じて得た額
- (2) 通所給付決定保護者であって、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度(基準該当通所支援のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が28万円未満であるもの (1)(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額(その額がロに定める額を超えるときは、ロに定め

審査基準	<p>る額とする。)</p> <p>二 負担額算定基準者が2人以上いる通所給付決定保護者であって、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度(基準該当通所支援のあつた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満であるもの(ホに掲げる者を除く。) 次の(1)から(3)までに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額</p> <p>(1) 第24条第4号イに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額(その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。)</p> <p>(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。)に100分の10を乗じて得た額</p> <p>(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児(小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に限る。)に係るものに限る。)に100分の5を乗じて得た額</p> <p>(2) 第24条第4号ロに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額(その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。)</p> <p>(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。)に係るものに限る。)に100分の10を乗じて得た額</p> <p>(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。)に100分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第24条第4号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。)に係るものに限る。)に100分の10を乗じて得た額(その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。)</p> <p>ホ 市町村民税世帯非課税者(通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者(通所給付決定保護者である支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。))が基準該当通所支援のあつた月の属する年度(基準該当通所支援のあつた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該通所給付決定保護者をいう。)又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が基準該当通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零</p>
標準処理期間	40日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	高額障害児通所給付費の支給の決定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	児童福祉法第21条の5の12第1項
基準規定	児童福祉法第21条の5の12第1項、第2項 児童福祉法施行令第25条の5、第25条の6第1項
審査基準	<p>児童福祉法 第21条の5の12 市町村は、通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に要した費用の合計額(厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額)の合計額を限度とする。)から当該費用につき支給された障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該通所給付決定保護者に対し、高額障害児通所給付費を支給する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、高額障害児通所給付費の支給要件、支給額その他高額障害児通所給付費の支給に関し必要な事項は、指定通所支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。</p> <p>児童福祉法施行令 第25条の5 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額(以下「利用者負担世帯合算額」という。)が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率(通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第1号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第23項に規定する補装具をいう。第4号及び第27条の4第1項において同じ。)であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第4号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第3項第2号において同じ。)を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 同一の世帯に属する通所給付決定保護者(通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)が同一の月に受けた障害児通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額及び法第21条の5の4第3項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額</p> <p>(2) 同一の世帯に属する入所給付決定保護者(法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。)(入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)が同一の月に受けた指定入所支援(法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)に係る法第24条の2第2項第1号に掲げる額の合計額から当該指定入所支援につき支給された障害児入所給付費の合計額を控除して得た額</p> <p>(3) 同一の世帯に属する支給決定障害者等(特定支給決定障害者が通所給付決定保護者である場合にあっては、当該通所給付決定保護者及びその配偶者に限る。第5号において同じ。)が同一の月に受けた障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下この号において同じ。)に係る同法第29条第3項第1号に掲げる額及び同法第30条第3項各号に定める額の合計額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等(同法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。)の合計額を控除して得た額</p> <p>(4) 同一の世帯に属する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第1項に規定する補装具費支給対象障害者等(補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)が同一の月に購入又は修理をした補装具に係る同条第2項に規定する基準額の合計額から当該購入又は修理をした補装具につき支給された同条第1項に規定する補装具費の合計額を控除して得た額</p>

審査基準	<p>(5) 同一の世帯に属する支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)が同一の月に受けた居宅サービス等(介護保険法第51条に規定する居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。))及び施設サービス並びに同法第61条に規定する介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))及び地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)をいう。以下この号において同じ。)に係る介護サービス費等(同法第51条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費並びに同法第61条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費をいう。以下この号において同じ。)の合計額に90分の100(同法第49条の2又は第59条の2の規定が適用される場合にあつては80分の100、同法第50条第1項又は第60条第1項の規定が適用される場合にあつては100分の100をこれらの規定に規定する100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第50条第2項又は第60条第2項の規定が適用される場合にあつては100分の100をこれらの規定に規定する100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合)を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第51条に規定する高額介護サービス費及び同法第61条に規定する高額介護予防サービス費の合計額を控除して得た額</p> <p>2 通所給付決定保護者が、次条第2号に掲げる者であるときは、前項第5号に掲げる額は零とする。</p> <p>3 通所給付決定保護者(第24条第2号に掲げる者に限る。)が同一の月に受けたサービスに係る第1項第1号に掲げる額、同項第2号に掲げる額(当該通所給付決定保護者が入所給付決定保護者である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第5項において同じ。))及び第1項第3号に掲げる額(当該通所給付決定保護者が支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。第1号において同じ。))である場合における当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第5項において同じ。)を合算した額が特定保護者負担上限月額(その額が、当該支給決定障害者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条に規定する負担上限月額を下回るときは、当該負担上限月額とする。以下この項及び第5項において同じ。)を超えるときは、第1項の規定にかかわらず、当該通所給付決定保護者に対して高額障害児通所給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 当該通所給付決定保護者に係る第1項第1号から第3号までに掲げる額を合算した額から特定保護者負担上限月額を控除して得た額に障害児保護者按分率(入所給付決定保護者又は支給決定障害者等である通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第1項第1号に掲げる額を同号から同項第3号までに掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額</p> <p>(2) 調整後利用者負担世帯合算額から第1項の高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に通所給付決定保護者按分率を乗じて得た額</p> <p>4 前項の「特定保護者負担上限月額」とは、障害児通所支援負担上限月額(当該通所給付決定保護者が入所給付決定保護者であるときは、障害児通所支援負担上限月額と当該入所給付決定保護者に係る第27条の2に規定する障害児入所支援負担上限月額のいずれか高い額)とする。</p> <p>5 第3項第2号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する通所給付決定保護者(通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。)に係る第1項第1号から第3号までに掲げる額を合算した額から第3項の特定保護者負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。</p> <p>6 高額障害児通所給付費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>第25条の6 前条第1項の高額障害児通所給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第24条第1号から第4号までに掲げる者 37,200円</p> <p>(2) 第24条第5号に掲げる者 零</p>
標準処理期間	40日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給の決定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	児童福祉法第24条の26第1項、第24条の27第1項
基準規定	児童福祉法第24条の26第1項、第24条の27第1項
審査基準	<p>児童福祉法 第24条の26 市町村は、次の各号に掲げる者(以下この条及び次条第1項において「障害児相談支援対象保護者」という。)に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費を支給する。 (1) 第21条の5の7第4項(第21条の5の8第3項において準用する場合を含む。)の規定により、障害児支援利用計画案の提出を求められた第21条の5の6第1項又は第21条の5の8第1項の申請に係る障害児の保護者 市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者(以下「指定障害児相談支援事業者」という。)から当該指定に係る障害児支援利用援助(次項において「指定障害児支援利用援助」という。)を受けた場合であって、当該申請に係る給付決定等を受けたとき。 (2) 通所給付決定保護者 指定障害児相談支援事業者から当該指定に係る継続障害児支援利用援助(次項において「指定継続障害児支援利用援助」という。)を受けたとき。</p> <p>第24条の27 市町村は、障害児相談支援対象保護者が、指定障害児相談支援以外の障害児相談支援(第24条の31第1項の厚生労働省令で定める基準及び同条第2項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当障害児相談支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、基準該当障害児相談支援に要した費用について、特例障害児相談支援給付費を支給することができる。</p>
標準処理期間	60日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	自立支援医療費の支給認定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第29条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第36条、第37条
審査基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (支給認定の変更)</p> <p>第54条 市町村等は、前条第1項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)の規定により受けるときは、この限りでない。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (支給認定に係る政令で定める基準)</p> <p>第29条 法第54条第1項の政令で定める基準は、支給認定(法第52条第1項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)に係る障害者等(法第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの(以下「支給認定基準世帯員」という。)について指定自立支援医療(法第58条第1項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が235,000円未満であることとする。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (法第54条第1項本文に規定する厚生労働省令で定める自立支援医療の種類)</p> <p>第36条 法第54条第1項本文に規定する厚生労働省令で定める自立支援医療の種類は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 育成医療(令第1条の2第1号に規定する育成医療をいう。以下同じ。) (2) 更生医療(令第1条の2第2号に規定する更生医療をいう。以下同じ。) (法第54条第1項ただし書に規定する厚生労働省令で定める種類の医療)</p> <p>第37条 法第54条第1項ただし書に規定する厚生労働省令で定める種類の医療は、更生医療とする。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	補装具費の支給
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第1項、第2項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第1項、第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の2、第43条の3
審査基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5節 補装具費の支給 第76条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者(以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。)に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。</p> <p>2 補装具費の額は、1月につき、同一の月に購入又は修理をした補装具について、補装具の購入又は修理に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額。以下この項において「基準額」という。)を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が基準額を合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額とする。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (補装具費の支給に係る政令で定める者等) 第43条の2 法第76条第1項ただし書の政令で定める者は、同項の申請に係る障害者等の属する世帯の他の世帯員(障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。次項において同じ。)とする。</p> <p>2 法第76条第1項ただし書の政令で定める基準は、同項の申請に係る障害者等及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、補装具の購入又は修理のあった月の属する年度(補装具の購入又は修理のあった月が4月から6月までの間にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額が46万円であることとする。 (補装具費に係る負担上限月額)</p> <p>第43条の3 法第76条第2項に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等(同条第1項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条及び第43条の5第1項第2号において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる者以外の者 37,200円 (2) 市町村民税世帯非課税者(補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者(補装具費支給対象障害者等(法第76条第1項の申請に係る障害者に限る。)にあつては、その配偶者に限る。)が補装具の購入又は修理のあった月の属する年度(補装具の購入又は修理のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。)又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあった月において被保護者若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等 零</p>
標準処理期間	県判定6か月 市判定7日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	障害児福祉手当の受給資格の認定
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条
基準規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第1項、第3項・第1条の2・第6条
審査基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (支給要件) 第17条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けるときができること。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに收容されているとき。 (認定) 第19条 手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 (法第2条第2項、第3項及び第5項の政令で定める程度の障害の状態) 第1条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「法」という。)第2条第2項に規定する政令で定める程度の重度の障害の状態は、別表第1に定めるとおりとする。 3 法第2条第5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第3に定めるとおりとする。 (法第3条第3項第2号の政令で定める給付) 第1条の2 法第3条第3項第2号に規定する障害を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるものは、次のとおりとする。 (1) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく障害基礎年金 (1の2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく障害厚生年金及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「法律第34号」という。)第3条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金 (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)に基づく障害年金及び法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金 (3) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの (3の2) 平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による障害共済年金 (4) 平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの (4の2) 平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金</p>

<p>審査基準</p>	<p>(5) 平成24年一元化法附則第78条第3項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの及び平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの</p> <p>(6) 移行農林共済年金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16条第4項に規定する移行農林共済年金をいう。第11条第9号において同じ。)のうち障害共済年金及び移行農林年金(同法附則第16条第6項に規定する移行農林年金をいう。第11条第9号において同じ。)のうち障害年金並びに特例年金給付(同法附則第25条第4項各号に掲げる特例年金給付をいう。第11条第9号において同じ。)のうち障害を支給事由とするもの</p> <p>(7) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく障害補償年金及び障害年金</p> <p>(8) 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号。他の法律において準用する場合を含む。)に基づく障害補償年金</p> <p>(9) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく障害補償年金及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償で障害を支給事由とするもの(法第17条第1号の政令で定める給付)</p> <p>第6条 法第17条第1号に規定する障害を支給事由とする給付で政令で定めるものは、第1条の2各号に掲げる給付とする。</p>
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>
<p>更新日</p>	<p>平成29年3月29日</p>

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	特別障害者手当の受給資格の認定
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第25条の5において準用する第19条
基準規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第1項 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第14条
審査基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (準用) 第26条の5 第5条第2項、第5条の2第1項及び第2項、第11条(第3号を除く。)、第12条、第16条並びに第19条から第25条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第16条中「第8条、第22条から第25条まで」とあるのは「第22条、第24条、第25条」と、「第9条第2項」とあるのは「第26条の5において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(認定) 第19条 手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。</p> <p>(支給要件) 第26条の2 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所しているとき(同法に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。))。</p> <p>(2) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。</p> <p>(3) 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して3月を超えて入院するに至ったとき。</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 (法第2条第2項、第3項及び第5項の政令で定める程度の障害の状態) 第1条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「法」という。)第2条第2項に規定する政令で定める程度の重度の障害の状態は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 (法第26条の2第2号の厚生労働省令で定める施設) 第14条 法第26条の2第2号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1条各号(第1号、第2号及び第9号を除く。)に掲げる施設 (2) 削除 (3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	子ども医療費の受給資格認定
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市子ども医療費助成に関する条例第5条
基準規定	上天草市子ども医療費助成に関する条例第3条
審査基準	<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 第1条に規定する医療費の助成対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、社会保険各法による被保険者又は被扶養者であって、本市の住民基本台帳に記録されている者で、入院又は通院による医療を受ける子どもとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者としなない。ただし、第2号から第6号までに該当する場合で、当該各号に規定する公費負担金を控除しても、なお、一部負担金があるときは、助成対象者としてすることができる。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているとき。</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の2に規定する小児慢性特定疾病医療及び第20条に規定する療育医療の給付を受けているとき。</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第1号に規定する育成医療の給付を受けているとき。</p> <p>(4) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条に規定する養育医療の給付を受けているとき。</p> <p>(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条第1項又は第37条の2第1項に規定する医療の給付を受けているとき。</p> <p>(6) 昭和48年衛発第242号による特定疾患研究事業の医療の給付を受けているとき。</p>
標準処理期間	60日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	ひとり親家庭等医療費助成資格の認定
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第2条、第3条
基準規定	上天草市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第2条、第3条
審査基準	<p>第2条 この条例において、「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母が、現に20歳未満の児童を扶養している家庭をいう。</p> <p>(1) 父母が婚姻を解消し現に婚姻をしていない児童</p> <p>(2) 父又は母が死亡した児童</p> <p>(3) 父又は母の生死が明らかでない児童</p> <p>(4) 父又は母から1年以上遺棄されている児童</p> <p>(5) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童</p> <p>(6) 父又は母が海外にあるため扶養を受けることができない児童</p> <p>(7) 父又は母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている児童</p> <p>(8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童</p> <p>(9) 前号の児童に該当するかどうか明らかでない児童</p> <p>2 この条例において「児童」とは、前項に掲げる場合を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>3 この条例において、「ひとり親家庭等」とは、ひとり親家庭及び次の各号のいずれかに該当する児童をいう。</p> <p>(1) 父母(養父母を含む。以下同じ。)が死亡した児童</p> <p>(2) 父母の生死が明らかでない児童</p> <p>(3) 父母から遺棄されている児童</p> <p>4 この条例において、「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)</p> <p>(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)</p> <p>(3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)</p> <p>(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)</p> <p>(5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)</p> <p>5 この条例において、「医療費」とは、疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び社会保険各法に規定する保険給付の対象となる費用(ただし、入院時食事療養費、移送費、家族移送費及び疾病手当金並びに交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費を除く。)をいう。</p> <p>6 この条例において「一部負担金」とは、国民健康保険法及び社会保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額(入院時食事療養費に係る負担額を除く。)をいう。</p> <p>7 この条例において、「付加給付等」とは、社会保険各法の規定による付加給付並びに国民健康保険法及び社会保険各法の規定による高額療養費をいう。</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成対象者(以下「助成対象者」という。)は、国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、上天草市内に住所を有するひとり親家庭の父又は母及びその者に扶養されている児童又は父母のない児童とする。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	利用者負担額の決定
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例第3条
基準規定	上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則第3条
審査基準	<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 条例第3条に規定する利用者負担額は、次の各号に掲げる支給認定こどもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども 別表第1に定める額</p> <p>(2) 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども 別表第2に定める額</p>
標準処理期間	30日以内
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	施設利用の不承諾の決定
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市子どものための教育・保育の支給認定に関する規則第4条第4項
基準規定	上天草市子どものための教育・保育の支給認定に関する規則第4条第4項
審査基準	<p>(支給認定等)</p> <p>第4条 法第20条第4項に規定する認定証の交付は、支給認定証(様式第2号)により行うものとする。</p> <p>2 法第20条第5項に規定する通知は、支給認定却下通知書(様式第3号)により行うものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による支給認定証を受けた保護者(以下「支給認定保護者」)で特定教育・保育施設等への入所を決定したときは、施設利用内定通知書(様式第4号)により通知するものとする。</p> <p>4 市長は、支給認定保護者であっても、入所を希望する特定教育・保育施設等の利用定員等の都合により利用できない場合は、支給認定保護者に施設利用不承諾通知書(様式第5号)により通知するものとする。</p> <p>5 市長は、第1項の特定教育・保育施設等の利用の決定を行ったときは、当該決定に係る特定教育・保育施設等の長に対して、施設利用内定通知書の写しを交付し、その後、支給認定保護者に利用契約決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。</p>
標準処理期間	30日以内
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	上天草市移動支援事業の利用の決定
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市移動支援事業実施要綱第8条
基準規定	上天草市移動支援事業実施要綱第7条
審査基準	<p>(対象者)</p> <p>第7条 この事業の対象者は、上天草市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するものであって、市長が外出時に支援が必要と認めた者とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、屋外で活動するのに著しい困難を伴う視覚障害者(児)、全身性障害者(児)及びこれに準ずる者</p> <p>(2) 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に基づく療育手帳の交付を受けている者</p> <p>(3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者</p> <p>(4) 医師により発達に障害があると診断された者</p> <p>(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>(6) 前各号のほか、市長が特に必要と認める者</p>
標準処理期間	7日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	上天草市日中一時支援事業の利用の承認
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市日中一時支援事業実施要綱第6条
基準規定	上天草市日中一時支援事業実施要綱第4条
審査基準	<p>(対象者)</p> <p>第4条 この事業の対象者は、障害者等であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた者は、この事業の対象外とする。</p> <p>(1)身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>(2)療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付を受けている者</p> <p>(3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>(4)特別支援学校若しくは特別支援学級に在籍している者</p> <p>(5)日帰りショートステイを利用する者にあつては、(1)から(4)のいずれかに該当し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第4項に規定する障害支援区分又は障害児に関わる厚生労働大臣が定める区分が1以上である者</p>
標準処理期間	7日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	上天草市重度身体障害者等日常生活用具給付等の支給の決定
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市重度身体障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱第5条第1項
基準規定	上天草市重度身体障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱第3条
審査基準	<p>(用具給付等の対象者及び種目)</p> <p>第3条 日常生活用具(以下「用具」という。)の給付等の対象者は、上天草市重度身体障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱別表第1の欄に掲げる身体障がい者及び別表第2の対象者の欄に掲げる治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるもの。(難病患者等)のうち、用具が必要とするものとし、その給付等の対象となる用具は別表第1の種目欄及び別表第2の種目欄に掲げる用具とする。ただし、介護保険法、老人福祉法、労働者災害補償法による給付の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受ける者は対象者から除く。</p> <p>2 用具の対象者は前項に掲げる身体障害者であって所得税非課税世帯に属するものとする。</p> <p>3 点字図書の給付に当たっては、上天草市点字図書給付事業実施要綱(平成16年告示第50号)に定めるところによるものとする。</p> <p>4 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費の給付について、上天草市身体障害者住宅改修費給付事業実施要綱(平成16年告示第46条)に定めるところによるものとする。</p>
標準処理期間	7日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	上天草市地域活動支援センターの利用の決定
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市地域活動支援センター事業実施要綱第4条
基準規定	上天草市地域活動支援センター事業実施要綱第2条
審査基準	(対象者) 第2条 地域活動支援センターの対象者は、上天草市に居住地を有する障害者等とする。
標準処理期間	7日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	上天草市身体障害者住宅改修費の給付の決定
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市身体障害者住宅改修費給付事業実施要綱第6条第2項
基準規定	上天草市身体障害者住宅改修費給付事業実施要綱第2条、第3条、第4条
審査基準	<p>(給付対象者)</p> <p>第2条 この事業の給付対象者は、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障害者であって障害程度等3級以上の者(特殊便器の取替えについては、上肢2級以上の者)とする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による住宅改修費の支給を受ける者は、当該対象者から除くものとする</p> <p>(住宅改修費の範囲)</p> <p>第3条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事とする。</p> <p>(1)手すりの取付け (2)床段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他(1)から(5)の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修</p> <p>(住宅改修費の給付要件及び限度)</p> <p>第4条 この事業の給付要件は、給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの(借家の場合家主の承諾を必要とする。)であり、かつ、身体の状態、住宅の状態等を勘案して福祉事務所が必要と認める場合に給付する。</p> <p>2 住宅改修費の給付は原則1回とし、限度額は、20万円とする。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	上天草市コミュニケーション支援の承認
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市コミュニケーション支援事業実施要綱第8条
基準規定	上天草市コミュニケーション支援事業実施要綱第4条、第5条
審査基準	<p>(対象者)</p> <p>第4条 この事業の対象者は本市に居住している者又はその関係団体等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の聴覚、音声機能又は言語機能に該当する障害を有すること</p> <p>(2)社会生活上の円滑な意思疎通が困難な者</p> <p>(通訳者等の派遣の範囲)</p> <p>第5条 手話通訳者又は要約筆記者を派遣する範囲は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)各種届出、相談等のため市役所、保健所、学校等の公的機関に行く場合</p> <p>(2)受診又は相談のため医療機関に行く場合</p> <p>(3)文化教養を高めるため各種の事業又は催しに参加する場合。ただし政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする場合を除く</p> <p>(4)その他市長が手話通訳及び要約筆記者を必要と認めた場合</p>
標準処理期間	7日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	上天草市地域療育通園事業の利用の決定
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市地域療育通園事業実施要綱第8条第1項
基準規定	上天草市地域療育通園事業実施要綱第3条
審査基準	<p>(対象者)</p> <p>第3条 通園事業の対象者は、本市に居住し、かつ、障害を有する就学前の児童であって、市長が通園による指導又は訓練等の必要があると認めたものとする。ただし、通園による指導又は訓練等の必要があると認められる学齢児(小学校又は特別支援学校の小学部に就学している児童)についてもこの事業の対象者としてすることができるものとする。</p>
標準処理期間	7日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	成年後見制度利用支援事業の助成の決定
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条第2項
基準規定	上天草市成年後見制度利用支援事業実施要綱第2条、第3条
審査基準	<p>(助成対象費用)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる費用の全部又は一部を助成するものとする。</p> <p>(1) 法第7条の規定による後見開始審判、法第11条の規定による保佐開始の審判又は法第15条第1項の規定による補助開始の審判を請求する者又は当該請求する者の代わり後見開始の審判等を請求する者が当該後見開始の審判等を請求する者が当該後見開始の審判等に要する費用のうち、次に掲げる費用とする。</p> <p>ア 切手購入費用 イ 収入印紙購入費用 ウ 診断書作成費用 エ 鑑定費用</p> <p>(2) 法第862条の規定により法第8条に規定する成年被後見人、法第12条に規定する保佐人又は法第16条に規定する補助人に付与する報酬であって、家事事件手続法(平成23年法律第52号)別表第1の13の項、31の項及び50の項に規定する報酬付与に係る審判が行われた場合において、家庭裁判所が決定する報酬額とする。ただし、成年被後見人等が施設に入所している場合は月額18,000円をその他の者については月額28,000円を上限とする。</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この事業の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 介護保険サービス若しくは障害者福祉サービスを利用し、又は利用しようとする①介護保険サービスもしくは障害福祉サービスを利用または利用しようとする身寄りのない重度認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する成年被後見人</p> <p>ア 生活保護法による被保護者又はこれに準ずる者 イ 助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者</p> <p>2 審判請求費用を助成する場合において、成年被後見人等に申立代理人がいる場合は、成年被後見人等及び当該成年被後見人等の申立代理人のいずれにも前項各号のいずれも前項各号のいずれにか該当するものとする。</p> <p>3 後見人等報酬を助成する場合は、成年被後見人等の成年被後見人等が当該成年被後見人等の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹でないものとする。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	成年後見制度における審判の請求の決定
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する取扱要綱第6条
基準規定	成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する取扱要綱第2条、第3条
審査基準	<p>(審判請求の対象者)</p> <p>第2条 市長による審判請求の対象者は次の各号のいずれかの状態にある者とする。</p> <p>(1) 本人が、認知症、知的障害又は精神障害の状態にあるため、判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障がある者</p> <p>(2) 本人が、認知症、知的障害又は精神障害の状態にあるため、判断能力が不十分で家族等から虐待を受け、又は無視されている者</p> <p>(3) その他、市長が必要と認める者</p> <p>(審判の種類)</p> <p>第3条 市長が行うことができる審判請求の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 後見開始の審判</p> <p>(2) 保佐開始の審判</p> <p>(3) 保佐人同意を必要とする行為の範囲の拡張の審判</p> <p>(4) 補助開始の審判</p> <p>(5) 補助人の同意権の付与の審判</p> <p>(6) 保佐人の同意権の付与の審判</p> <p>(7) 補助人の代理権の付与の審判</p>
標準処理期間	調査期間に要する期間
更新日	平成29年3月29日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	障害福祉サービスに係るやむを得ない措置の決定
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市障害福祉サービスに係るやむを得ない事由による措置要綱第3条
基準規定	上天草市障害福祉サービスに係るやむを得ない事由による措置要綱第2条、第3条
審査基準	<p>(対象者)</p> <p>第2条 措置の対象者はやむを得ない事由により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスの利用をすることが著しく困難である者とする。</p> <p>2 前項のやむを得ない事由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)総合支援法の規定により当該措置に相当する障害福祉サービスに係る給付を受けることができる者が、事業者と契約して障害福祉サービスを利用すること又はその前提となる支給申請を期待しがたいことにより障害福祉サービスを受けることが著しく困難と認められる場合</p> <p>(2)家族等の養護者から虐待を受け、保護される必要があると認められる場合</p> <p>(3)その他福祉事務所が必要と認める場合</p> <p>(措置の決定等)</p> <p>第3条 福祉事務所長は、対象者であると見込まれるものを発見し又は関係機関等から通報を受けたときは、当該者の状況を調査しなければならない。</p> <p>2 福祉事務所長は、前項に規定する状況調査及び次に掲げる事項を総合的に考慮して措置の決定を行う。ただし、知障法第16条第1項第2号の規定に基づく場合であって、医学的、心理学的及び職能的判断を必要とする場合には、同法第16条第2項の規定に基づき、あらかじめ、熊本県知的障がい者更生相談所の判定を求めなければならない。</p> <p>(1)対象者の意思と尊厳</p> <p>(2)対象者及び家族等の身体及び精神の状況並びに置かれている環境</p> <p>(3)その他対象者及び家族等の福祉を図るために必要な事情</p> <p>3 福祉事務所長は、前項の措置の決定を行ったときは、措置決定通知書(様式第1号)により当該者に対し通知するものとする。</p> <p>4 福祉事務所長は、措置を決定した後、必要な調査及び指導その他必要な援助を行うものとする。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	社会福祉法人の法令等の違反に対する措置命令
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	社会福祉法第56条第4項、第6項
基準規定	社会福祉法第56条第4項、第6項
処分基準	<p>(監督) 第56条 4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置(役員の解職を除く。)をとるべき旨を勧告することができる。</p> <p>6 所轄庁は、第四項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号)</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年7月7日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	社会福祉法人の業務停止命令及び役員解職勧告
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	社会福祉法第56条第7項
基準規定	社会福祉法第56条第7項
処分基準	<p>(監督) 第56条 7 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告することができる。</p> <p>「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号)</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年7月7日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	社会福祉法人の解散命令
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	社会福祉法第56条第8項
基準規定	社会福祉法第56条第8項
処分基準	<p>(監督) 第56条 8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。</p> <p>「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号)</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年7月7日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	社会福祉法第57条
基準規定	社会福祉法第57条
処分基準	<p>(公益事業又は収益事業の停止)</p> <p>第57条 所轄庁は、第26条第1項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。</p> <p>(2) 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。</p> <p>(3) 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。</p> <p>「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号)</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年7月7日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	社会福祉法人の補助金等返還命令
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	社会福祉法第58条第3項
基準規定	社会福祉法第58条第2項、第3項 上天草市社会福祉法人助成条例第6条 上天草市社会福祉施設整備補助金交付規則第5条
処分基準	<p>(監督) 第58条 2 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。 (1) 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。 (2) 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不適當であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。 (3) 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。</p> <p>3 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかったときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号)</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年7月7日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	職権による保護の変更
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	生活保護法第25条第2項
基準規定	生活保護法第25条第2項
処分基準	<p>(職権による保護の開始及び変更)</p> <p>第25条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。</p> <p>2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。</p>
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	保護の停止、廃止
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	生活保護法第26条
基準規定	生活保護法第26条
処分基準	<p>(保護の停止及び廃止)</p> <p>第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする</p> <p>生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第10の12</p> <p>1 保護を停止すべき場合</p> <p>(1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなつた場合であつて、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね六か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。</p> <p>なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間(原則として日を単位とする。)をあらかじめ定めること。</p> <p>(2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなつたと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。</p> <p>2 保護を廃止すべき場合</p> <p>(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。</p> <p>(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね六か月を越えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	調査に応じないとき等の保護廃止等
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	生活保護法第28条第5項
基準規定	生活保護法第28条第5項
処分基準	<p>(報告、調査及び検診) 第28条 5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	指示等に従わないときの保護の変更、停止、廃止
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	生活保護法第62条第3項
基準規定	生活保護法第62条第1項、第2項
処分基準	<p>(指示等に従う義務)</p> <p>第62条 被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。</p> <p>2 保護施設を利用する被保護者は、第46条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。</p>
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	費用の返還
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	生活保護法第63条
基準規定	生活保護法第63条
処分基準	<p>(費用返還義務) 第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。</p> <p>第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における生活保護法第63条の適用について(昭和47年12月5日社保第196号厚生省社会局保護課長通知) 1 生活保護法第63条にいう資力の発生時点としては、加害行為発生時点から被害者に損害賠償請求権が存するので、加害行為発生時点たること。したがって、その時点以後に支弁された保護費については法第63条の返還対象となること。 2 実施機関は、1による返還額の決定にあたっては、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点以後について支弁された保護費を標準として世帯の現在の生活状況及び将来の自立助長を考慮して定められたいこと。この場合、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とは、公害、自動車事故については次の時点であること。 (1)公害の場合 ア 第一次的に訴訟等を行った者については、最終判決又は和解の時点 イ 第一次訴訟等の参加者以外の者であって、客観的に第一次訴訟等の参加者と同様の公害による被害を受けた者と認められる者についても、アと同一の時点 ウ ア、イに該当しない者については、その訴訟等に関する最終判決又は和解の時点 (2)自動車事故の場合 自動車損害賠償保障法により保険金が支払われることは確実なため、事故発生時点</p> <p>生活保護行政を適正に運営するための手引きについて(平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)</p>
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	扶養義務者からの費用等の徴収
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	生活保護法第77条第1項
基準規定	生活保護法第77条第1項
処分基準	<p>(費用等の徴収) 第77条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者がいるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。</p> <p>生活保護による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知) 4 扶養の履行について (2)重点的扶養能力調査対象者が十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由なくして扶養を拒み、他に円満な解決の途がない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立てをも考慮すること。この場合において、要保護者にその申立てを行なわせることが適当でないと判断されるときは、社会福祉主事が要保護者の委任を受けて申立ての代行を行なってもよいこと。なお、重点的扶養能力調査対象者以外の者について家庭裁判所に対して調停等を申立てることを妨げるものではない。 (3)(2)の場合において、必要があるときは、(2)の手続の進行と平行してとりあえず必要な保護を行ない、家庭裁判所の決定があった後、法第77条の規定により、扶養義務者から、扶養可能額の範囲内において、保護に要した費用を徴収する等の方法も考慮すること。なお、法第77条の規定による費用徴収を行なうに当たっては、扶養権利者が保護を受けた当時において、当該扶養義務者が法律上の扶養義務者であり、かつ、扶養能力があったこと及び現在当該扶養義務者に費用償還能力があることを確認すること。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外(行政手続法第13条第2項)
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	不正受給者からの費用等の徴収
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	生活保護法第78条第1項
基準規定	生活保護法第78条第1項
処分基準	<p>第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>生活保護行政を適正に運営するための手引きについて(平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)</p>
聴聞・弁明手続	適用除外(行政手続法第13条第2項)
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	児童手当の支給の制限
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	児童手当法第10条
基準規定	児童手当法第10条
処分基準	<p>(支給の制限)</p> <p>第10条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第27条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外(行政手続法第13条第2項)
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	児童手当の支払の一時差しとめ
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	児童手当法第11条
基準規定	児童手当法第11条
処分基準	第11条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第26条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。
聴聞・弁明手続	適用除外(行政手続法第13条第2項)
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	児童手当の支払の調整
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	児童手当法第13条
基準規定	児童手当法第13条
処分基準	(支払の調整) 第13条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。
聴聞・弁明手続	適用除外(行政手続法第13条第2項)
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	児童手当の不正利得の徴収
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	児童手当法第14条
基準規定	児童手当法第14条
処分基準	<p>(不正利得の徴収)</p> <p>第14条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外(行政手続法第13条第2項)
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	児童扶養手当の受給資格の喪失
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	児童扶養手当法第4条第1項
基準規定	児童扶養手当法第3条第1項、第4条
処分基準	<p>第3条 この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。</p> <p>第4条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。</p> <p>(1) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母</p> <p>イ 父母が婚姻を解消した児童</p> <p>ロ 父が死亡した児童</p> <p>ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童</p> <p>ニ 父の生死が明らかでない児童</p> <p>ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの</p> <p>(2) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父</p> <p>イ 父母が婚姻を解消した児童</p> <p>ロ 母が死亡した児童</p> <p>ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童</p> <p>ニ 母の生死が明らかでない児童</p> <p>ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの</p> <p>(3) 第1号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する(児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合(父がない場合を除く。)若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号から第4号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>(1) 日本国内に住所を有しないとき。</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和26年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>(3) 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。</p> <p>(4) 母の配偶者(前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。)に養育されているとき。</p> <p>(5) 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。</p> <p>(6) 父の配偶者(前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。)に養育されているとき。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外(行政手続法第13条第2項)
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	児童扶養手当の支給の制限(父又は母の所得限度額超過)						
処分権者	福祉事務所長						
根拠区分	法令						
根拠規定	児童扶養手当法第9条						
基準規定	児童扶養手当法第9条 児童扶養手当法施行令第2条の3・第2条の4第1項、第2項、第3項・第3条・第4条						
処分基準	<p>(支給の制限)</p> <p>第9条 手当は、受給資格者(第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>2 受給資格者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は受給資格者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、政令で定めるところにより、受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項の所得の額を計算するものとする。</p> <p>第2条の3 法第九条第一項に規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。</p> <p>一 母がなく、かつ、父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童</p> <p>二 母が婚姻によらないで懐胎した児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの</p> <p>三 父がなく、かつ、母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童</p> <p>四 父母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童</p> <p>五 母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童</p> <p>第2条の4 法第九条第一項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族等及び児童がないときは、十九万円とし、扶養親族等又は児童があるときは、当該扶養親族等又は児童の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族等又は児童の数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人</td> <td>五七〇、〇〇〇円(当該扶養親族等が所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、六七〇、〇〇〇円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。)をいう。以下同じ。)であるときは、七二〇、〇〇〇円とする。)</td> </tr> <tr> <td>二人以上</td> <td>五七〇、〇〇〇円に扶養親族等又は児童のうち一人を除いた扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額(所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族等又は児童の数	金額	一人	五七〇、〇〇〇円(当該扶養親族等が所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、六七〇、〇〇〇円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。)をいう。以下同じ。)であるときは、七二〇、〇〇〇円とする。)	二人以上	五七〇、〇〇〇円に扶養親族等又は児童のうち一人を除いた扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額(所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者
扶養親族等又は児童の数	金額						
一人	五七〇、〇〇〇円(当該扶養親族等が所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、六七〇、〇〇〇円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。)をいう。以下同じ。)であるときは、七二〇、〇〇〇円とする。)						
二人以上	五七〇、〇〇〇円に扶養親族等又は児童のうち一人を除いた扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額(所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者						

処分基準

又は老人扶養親族一人につき一〇〇、〇〇〇円を、特定扶養親族等があるときは、当該特定扶養親族等一人につき一五〇、〇〇〇円をその額に加算した額)

2 法第九条第一項の規定による手当の支給の制限は、同項に規定する所得が次の表の第一欄に定める区分に応じて同表の第二欄に定める額未満であるときは同表の第三欄に定める法第五条第二項に規定する監護等児童の数に応じて手当のうち同表の第四欄に定める額に相当する部分について、当該所得が同表の第一欄に定める区分に応じて同表の第二欄に定める額以上であるときは手当の全部について、行うものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法第九条第一項に規定する扶養親族等及び児童がないとき	一、九二〇、〇〇〇円	一人 二人 三人以上	基本額一部支給停止額 基本額一部支給停止額に第一加算額一部支給停止額を加えて得た額 基本額一部支給停止額、第一加算額一部支給停止額及び第二加算額一部支給停止額に法第五条第二項第二号に規定する第二加算額対象監護等児童の数を乗じて得た額を合算して得た額

法第九条第一項に規定する扶養親族等又は児童があるとき	一、九二〇、〇〇〇円に当該扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額(所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき一〇〇、〇〇〇円を、特定扶養親族等があるときは、当該特定扶養親族等一人につき一五〇、〇〇〇円をその額に加算した額)	一人 二人 三人以上	基本額一部支給停止額 基本額一部支給停止額に第一加算額一部支給停止額を加えて得た額 基本額一部支給停止額、第一加算額一部支給停止額及び第二加算額一部支給停止額に法第五条第二項第二号に規定する第二加算額対象監護等児童の数を乗じて得た額を合算して得た額
----------------------------	--	------------------	--

3 前項の基本額一部支給停止額は、法第九条第一項に規定する所得の額から一九〇、〇〇〇円(同項に規定する扶養親族等又は児童があるときは、一九〇、〇〇〇円に当該扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額(所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき一〇〇、〇〇〇円を、特定扶養親族等があるときは、当該特定扶養親族等一人につき一五〇、〇〇〇円をその額に加算した額)とする。次項及び第五項において同じ。)を控除して得た額に〇・〇一八六八七九を乗じて得た額(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。)に十円を加えて得た額とする。

第3条 法第九条 から第十一条 までに規定する所得は、前年の所得のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四条第二項第一号に掲げる道府県民税(都が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第四条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法 その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号)第二十九条第一項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第三十一条の九第一項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(次条第一項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。)に係るものを除く。)とする。ただし、法第九条第一項に規定する受給資格者が母である場合にあっては、当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下この項及び次条第一項において同じ。)に係る所得を含むものとし、法第九条第一項に規定する受給資格者が父である場合に

	<p>あつては、当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得を含むものとする。</p> <p>2 法第十二条第二項 各号に規定する所得は、同条第一項 の損害を受けた年の所得のうち、前項に規定する範囲の所得とする。</p> <p>第4条 法第九条第一項 及び第九条の二 から第十一条 までに規定する所得の額は、その年の四月一日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第三十二条第一項 に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法 附則第三十三条の三第一項 に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法 附則第三十四条第一項 に規定する長期譲渡所得の金額、同法 附則第三十五条第一項 に規定する短期譲渡所得の金額、同法 附則第三十五条の四第一項 に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八条第二項(同法第十二条第五項 及び第十六条第二項 において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二条第六項 及び第十六条第三項 において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和三十四年法律第四十六号)第三条の二の二第四項 に規定する条約適用利子等の額並びに同条第六項 に規定する条約適用配当等の額の合計額(以下この項において「総所得金額等合計額」という。)から八万円を控除した額とする。ただし、法第九条第一項 に規定する受給資格者が母である場合にあつては、総所得金額等合計額及び当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額(一元未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から八万円を控除した額とし、同項 に規定する受給資格者が父である場合にあつては、総所得金額等合計額及び当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額(一元未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から八万円を控除した額とする。</p> <p>2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。</p> <p>一 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第一号、第二号、第四号又は第十号の二に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額</p> <p>二 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第六号 に規定する控除を受けた者 その控除の対象となつた障害者一人につき二十七万円(当該障害者が同号 に規定する特別障害者である場合には、四十万円)</p> <p>三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号 に規定する控除を受けた者(母及び父を除く。) 二十七万円(当該控除を受けた者が同条第三項 に規定する寡婦である場合には、三十五万円)</p> <p>四 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第九号 に規定する控除を受けた者 二十七万円</p> <p>五 当該年度分の道府県民税につき、地方税法 附則第六条第一項 に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額</p> <p>3 前二項の規定は、法第十二条第二項 各号に規定する所得の額の計算について準用する。この場合において、第一項中「その年」とあるのは、「法第十二条第一項 の損害を受けた年の翌年」と読み替えるものとする。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外(行政手続法第13条第2項)
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	児童扶養手当の支給の制限(養育者の所得限度額超過)
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	児童扶養手当法第9条の2
基準規定	児童扶養手当法第9条の2 児童扶養手当法施行令第2条の4第4項、第3条、第4条
処分基準	<p>第9条の2 手当は、受給資格者(前条第1項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。)の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。</p> <p>第2条の4 4 第二項の第一加算額一部支給停止額は、法第九条第一項に規定する所得の額から一九〇、〇〇〇円を控除して得た額に〇・〇〇二八八四四を乗じて得た額(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。)に十円を加えて得た額とする。</p> <p>第3条 法第九条 から第十一条 までに規定する所得は、前年の所得のうち、地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第四条第二項第一号に掲げる道府県民税(都が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第四条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法 その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号)第二十九条第一項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第三十一条の九第一項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(次条第一項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。)に係るものを除く。)とする。ただし、法第九条第一項に規定する受給資格者が母である場合にあつては、当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下この項及び次条第一項において同じ。)に係る所得を含むものとし、法第九条第一項に規定する受給資格者が父である場合にあつては、当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得を含むものとする。</p> <p>2 法第十二条第二項 各号に規定する所得は、同条第一項 の損害を受けた年の所得のうち、前項に規定する範囲の所得とする。</p> <p>第4条 法第九条第一項 及び第九条の二 から第十一条 までに規定する所得の額は、その年の四月一日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第三十二条第一項 に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法 附則第三十三条の三第一項 に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法 附則第三十四条第一項 に規定する長期譲渡所得の金額、同法 附則第三十五条第一項 に規定する短期譲渡所得の金額、同法 附則第三十五条の四第一項 に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等</p>

<p>処分基準</p>	<p>の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第六項に規定する条約適用配当等の額の合計額（以下この項において「総所得金額等合計額」という。）から八万円を控除した額とする。ただし、法第九条第一項に規定する受給資格者が母である場合にあつては、総所得金額等合計額及び当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の合計額から八万円を控除した額とし、同項に規定する受給資格者が父である場合にあつては、総所得金額等合計額及び当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の合計額から八万円を控除した額とする。</p> <p>2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。</p> <p>一 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第一号、第二号、第四号又は第十号の二に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額</p> <p>二 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第六号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となつた障害者一人につき二十七万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、四十万円）</p> <p>三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号に規定する控除を受けた者（母及び父を除く。）二十七万円（当該控除を受けた者が同条第三項に規定する寡婦である場合には、三十五万円）</p> <p>四 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第九号に規定する控除を受けた者 二十七万円</p> <p>五 当該年度分の道府県民税につき、地方税法 附則第六条第一項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額</p> <p>3 前二項の規定は、法第十二条第二項 各号に規定する所得の額の計算について準用する。この場合において、第一項中「その年」とあるのは、「法第十二条第一項の損害を受けた年の翌年」と読み替えるものとする。</p>
<p>聴聞・弁明手続</p>	<p>適用除外（行政手続法第13条第2項）</p>
<p>更新日</p>	<p>平成29年3月29日</p>

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	児童扶養手当の支給の制限(父又は母に対する支給制限)
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	児童扶養手当法第10条
基準規定	児童扶養手当法第10条 児童扶養手当法施行令第2条の4第5項、第3条、第4条
処分基準	<p>第10条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。</p> <p>第2条の4 5 第二項の第二加算額一部支給停止額は、法第九条第一項に規定する所得の額から一九〇、〇〇〇円を控除して得た額に〇・〇〇一七二八三を乗じて得た額(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。)に十円を加えて得た額とする。</p> <p>第3条 法第九条から第十一条までに規定する所得は、前年の所得のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四条第二項第一号に掲げる道府県民税(都が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第四条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和三十一年政令第二百二十四号)第二十九条第一項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第三十一条の九第一項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(次条第一項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。)に係るものを除く。)とする。ただし、法第九条第一項に規定する受給資格者が母である場合にあつては、当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下この項及び次条第一項において同じ。)に係る所得を含むものとし、法第九条第一項に規定する受給資格者が父である場合にあつては、当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得を含むものとする。</p> <p>2 法第十二条第二項各号に規定する所得は、同条第一項の損害を受けた年の所得のうち、前項に規定する範囲の所得とする。</p> <p>第4条 法第九条第一項及び第九条の二から第十一条までに規定する所得の額は、その年の四月一日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第三十二条第一項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税</p>

<p>処分基準</p>	<p>等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項 及び第十六条第二項 において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項 及び第十六条第三項 において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第四十六号）第三条の二の二第四項 に規定する条約適用利子等の額並びに同条第六項 に規定する条約適用配当等の額の合計額（以下この項において「総所得金額等合計額」という。）から八万円を控除した額とする。ただし、法第九条第一項 に規定する受給資格者が母である場合にあつては、総所得金額等合計額及び当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の合計額から八万円を控除した額とし、同項 に規定する受給資格者が父である場合にあつては、総所得金額等合計額及び当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の合計額から八万円を控除した額とする。</p> <p>2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。</p> <p>一 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第一号、第二号、第四号又は第十号の二に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額</p> <p>二 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第六号 に規定する控除を受けた者 その控除の対象となつた障害者一人につき二十七万円（当該障害者が同号 に規定する特別障害者である場合には、四十万円）</p> <p>三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号 に規定する控除を受けた者（母及び父を除く。） 二十七万円（当該控除を受けた者が同条第三項 に規定する寡婦である場合には、三十五万円）</p> <p>四 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第九号 に規定する控除を受けた者 二十七万円</p> <p>五 当該年度分の道府県民税につき、地方税法 附則第六条第一項 に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額</p> <p>3 前二項の規定は、法第十二条第二項 各号に規定する所得の額の計算について準用する。この場合において、第一項中「その年」とあるのは、「法第十二条第一項 の損害を受けた年の翌年」と読み替えるものとする。</p>
<p>聴聞・弁明手続</p>	<p>適用除外（行政手続法第13条第2項）</p>
<p>更新日</p>	<p>平成29年3月29日</p>

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	児童扶養手当の支給の制限(養育者に対する支給制限)
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	児童扶養手当法第11条
基準規定	児童扶養手当法第11条 児童扶養手当法施行令第2条の4第5項、第3条、第4条
処分基準	<p>第11条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。</p> <p>第2条の4 5 第二項の第二加算額一部支給停止額は、法第九条第一項に規定する所得の額から一九〇、〇〇〇円を控除して得た額に〇・〇〇一七二八三を乗じて得た額(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。)に十円を加えて得た額とする。</p> <p>第3条 法第九条 から第十一条 までに規定する所得は、前年の所得のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四条第二項第一号に掲げる道府県民税(都が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第四条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法 その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和三十一年政令第二百二十四号)第二十九条第一項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第三十一条の九第一項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(次条第一項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。)に係るものを除く。)とする。ただし、法第九条第一項に規定する受給資格者が母である場合にあつては、当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下この項及び次条第一項において同じ。)に係る所得を含むものとし、法第九条第一項に規定する受給資格者が父である場合にあつては、当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得を含むものとする。</p> <p>2 法第十二条第二項 各号に規定する所得は、同条第一項の損害を受けた年の所得のうち、前項に規定する範囲の所得とする。</p> <p>第4条 法第九条第一項 及び第九条の二 から第十一条 までに規定する所得の額は、その年の四月一日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第三十二条第一項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法 附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法 附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、同法 附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、同法 附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八条第二項</p>

<p>処分基準</p>	<p>(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第六項に規定する条約適用配当等の額の合計額(以下この項において「総所得金額等合計額」という。)から八万円を控除した額とする。ただし、法第九条第一項に規定する受給資格者が母である場合にあつては、総所得金額等合計額及び当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から八万円を控除した額とし、同項に規定する受給資格者が父である場合にあつては、総所得金額等合計額及び当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から八万円を控除した額とする。</p> <p>2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。</p> <p>一 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第一号、第二号、第四号又は第十号の二に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額</p> <p>二 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第六号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となつた障害者一人につき二十七万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、四十万円)</p> <p>三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号に規定する控除を受けた者(母及び父を除く。) 二十七万円(当該控除を受けた者が同条第三項に規定する寡婦である場合には、三十五万円)</p> <p>四 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第九号に規定する控除を受けた者 二十七万円</p> <p>五 当該年度分の道府県民税につき、地方税法 附則第六条第一項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額</p> <p>3 前二項の規定は、法第十二条第二項各号に規定する所得の額の計算について準用する。この場合において、第一項中「その年」とあるのは、「法第十二条第一項の損害を受けた年の翌年」と読み替えるものとする。</p>
<p>聴聞・弁明手続</p>	<p>適用除外(行政手続法第13条第2項)</p>
<p>更新日</p>	<p>平成29年3月29日</p>

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	児童扶養手当の返還
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	児童扶養手当法第12条第2項
基準規定	児童扶養手当法第12条第2項 児童扶養手当法施行令第2条の3、第2条の4、第3条、第4条
処分基準	<p>第12条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、第9条から前条までの規定を適用しない。</p> <p>2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、政令の定めるところにより、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額の全部又は一部を都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)に返還しなければならない。</p> <p>(1) 当該被災者(第9条第一項に規定する養育者を除く。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第9条第1項に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当</p> <p>(2) 当該被災者(第9条第1項に規定する養育者に限る。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第9条の2に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当</p> <p>(3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第10条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当</p> <p>第2条の3 法第九条第一項 に規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。</p> <p>一 母がなく、かつ、父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童</p> <p>二 母が婚姻によらないで懐胎した児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの</p> <p>三 父がなく、かつ、母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童</p> <p>四 父母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童</p> <p>五 母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童</p> <p>第2条の4 法第九条第一項 に規定する政令で定める額は、同項 に規定する扶養親族等及び児童がないときは、十九万円とし、扶養親族等又は児童があるときは、当該扶養親族等又は児童の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。</p>

処分基準

<p>扶養親族等又は児童の数 一人 二人以上</p>	<p>金額 五七〇、〇〇〇円(当該扶養親族等が所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、六七〇、〇〇〇円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。)をいう。以下同じ。)であるときは、七二〇、〇〇〇円とする。) 五七〇、〇〇〇円に扶養親族等又は児童のうち一人を除いた扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額(所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき一〇〇、〇〇〇円を、特定扶養親族等があるときは、当該特定扶養親族等一人につき一五〇、〇〇〇円をその額に加算した額)</p>											
<p>2 法第九条第一項の規定による手当の支給の制限は、同項に規定する所得が次の表の第一欄に定める区分に応じて同表の第二欄に定める額未満であるときは同表の第三欄に定める法第五条第二項に規定する監護等児童の数に応じて手当のうち同表の第四欄に定める額に相当する部分について、当該所得が同表の第一欄に定める区分に応じて同表の第二欄に定める額以上であるときは手当の全部について、行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="399 817 654 862">第一欄</th> <th data-bbox="654 817 973 862">第二欄</th> <th data-bbox="973 817 1133 862">第三欄</th> <th data-bbox="1133 817 1455 862">第四欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="399 862 654 1265"> <p>法第九条第一項に規定する扶養親族等及び児童がないとき</p> </td> <td data-bbox="654 862 973 1265"> <p>一、九二〇、〇〇〇円</p> </td> <td data-bbox="973 862 1133 1265"> <p>一人 二人 三人以上</p> </td> <td data-bbox="1133 862 1455 1265"> <p>基本額一部支給停止額 基本額一部支給停止額に第一加算額一部支給停止額を加えて得た額 基本額一部支給停止額、第一加算額一部支給停止額及び第二加算額一部支給停止額に法第五条第二項第二号に規定する第二加算額対象監護等児童の数を乗じて得た額を合算して得た額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 1265 654 1780"> <p>法第九条第一項に規定する扶養親族等又は児童があるとき</p> </td> <td data-bbox="654 1265 973 1780"> <p>一、九二〇、〇〇〇円に当該扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額(所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき一〇〇、〇〇〇円を、特定扶養親族等があるときは、当該特定扶養親族等一人につき一五〇、〇〇〇円をその額に加算した額)</p> </td> <td data-bbox="973 1265 1133 1780"> <p>一人 二人 三人以上</p> </td> <td data-bbox="1133 1265 1455 1780"> <p>基本額一部支給停止額 基本額一部支給停止額に第一加算額一部支給停止額を加えて得た額 基本額一部支給停止額、第一加算額一部支給停止額及び第二加算額一部支給停止額に法第五条第二項第二号に規定する第二加算額対象監護等児童の数を乗じて得た額を合算して得た額</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前項の基本額一部支給停止額は、法第九条第一項に規定する所得の額から一九〇、〇〇〇円(同項に規定する扶養親族等又は児童があるときは、一九〇、〇〇〇円に当該扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額(所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき一〇〇、〇〇〇円を、特定扶養親族等があるときは、当該特定扶養親族等一人につき一五〇、〇〇〇円をその額に加算した額)とする。次項及び第五項において同じ。)を控除して得た額に〇・〇一八六八七九を乗じて得た額(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものと</p>	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	<p>法第九条第一項に規定する扶養親族等及び児童がないとき</p>	<p>一、九二〇、〇〇〇円</p>	<p>一人 二人 三人以上</p>	<p>基本額一部支給停止額 基本額一部支給停止額に第一加算額一部支給停止額を加えて得た額 基本額一部支給停止額、第一加算額一部支給停止額及び第二加算額一部支給停止額に法第五条第二項第二号に規定する第二加算額対象監護等児童の数を乗じて得た額を合算して得た額</p>	<p>法第九条第一項に規定する扶養親族等又は児童があるとき</p>	<p>一、九二〇、〇〇〇円に当該扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額(所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき一〇〇、〇〇〇円を、特定扶養親族等があるときは、当該特定扶養親族等一人につき一五〇、〇〇〇円をその額に加算した額)</p>	<p>一人 二人 三人以上</p>	<p>基本額一部支給停止額 基本額一部支給停止額に第一加算額一部支給停止額を加えて得た額 基本額一部支給停止額、第一加算額一部支給停止額及び第二加算額一部支給停止額に法第五条第二項第二号に規定する第二加算額対象監護等児童の数を乗じて得た額を合算して得た額</p>
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄									
<p>法第九条第一項に規定する扶養親族等及び児童がないとき</p>	<p>一、九二〇、〇〇〇円</p>	<p>一人 二人 三人以上</p>	<p>基本額一部支給停止額 基本額一部支給停止額に第一加算額一部支給停止額を加えて得た額 基本額一部支給停止額、第一加算額一部支給停止額及び第二加算額一部支給停止額に法第五条第二項第二号に規定する第二加算額対象監護等児童の数を乗じて得た額を合算して得た額</p>									
<p>法第九条第一項に規定する扶養親族等又は児童があるとき</p>	<p>一、九二〇、〇〇〇円に当該扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額(所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき一〇〇、〇〇〇円を、特定扶養親族等があるときは、当該特定扶養親族等一人につき一五〇、〇〇〇円をその額に加算した額)</p>	<p>一人 二人 三人以上</p>	<p>基本額一部支給停止額 基本額一部支給停止額に第一加算額一部支給停止額を加えて得た額 基本額一部支給停止額、第一加算額一部支給停止額及び第二加算額一部支給停止額に法第五条第二項第二号に規定する第二加算額対象監護等児童の数を乗じて得た額を合算して得た額</p>									

	<p>し、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。)に十円を加えて得た額とする。</p> <p>4 第二項の第一加算額一部支給停止額は、法第九条第一項に規定する所得の額から一九〇、〇〇〇円を控除して得た額に〇・〇〇二八八四四を乗じて得た額(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。)に十円を加えて得た額とする。</p> <p>5 第二項の第二加算額一部支給停止額は、法第九条第一項に規定する所得の額から一九〇、〇〇〇円を控除して得た額に〇・〇〇一七二八三を乗じて得た額(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。)に十円を加えて得た額とする。</p> <p>6 法第九条第二項の規定により受給資格者が支払を受けたものとみなす費用の金額は、当該受給資格者が母である場合にあつては、その監護する児童が父から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の百分の八十に相当する金額(一元未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)とし、当該受給資格者が父である場合にあつては、その監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の百分の八十に相当する金額(一元未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)とする。</p> <p>7 法第九条の二に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等及び児童がないときは、二百三十六万円とし、扶養親族等又は児童があるときは、当該扶養親族等又は児童の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="408 958 1445 1249"> <tr> <td>扶養親族等又は児童の数</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>一人</td> <td>二、七四〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>二人以上</td> <td>二、七四〇、〇〇〇円に扶養親族等又は児童のうち一人を除いた扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき)六〇、〇〇〇円を加算した額)</td> </tr> </table> <p>8 法第十条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、二百三十六万円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="408 1384 1445 1641"> <tr> <td>扶養親族等の数</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>一人</td> <td>二、七四〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>二人以上</td> <td>二、七四〇、〇〇〇円に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき)六〇、〇〇〇円を加算した額)</td> </tr> </table>	扶養親族等又は児童の数	金額	一人	二、七四〇、〇〇〇円	二人以上	二、七四〇、〇〇〇円に扶養親族等又は児童のうち一人を除いた扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき)六〇、〇〇〇円を加算した額)	扶養親族等の数	金額	一人	二、七四〇、〇〇〇円	二人以上	二、七四〇、〇〇〇円に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき)六〇、〇〇〇円を加算した額)
扶養親族等又は児童の数	金額												
一人	二、七四〇、〇〇〇円												
二人以上	二、七四〇、〇〇〇円に扶養親族等又は児童のうち一人を除いた扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき)六〇、〇〇〇円を加算した額)												
扶養親族等の数	金額												
一人	二、七四〇、〇〇〇円												
二人以上	二、七四〇、〇〇〇円に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき)六〇、〇〇〇円を加算した額)												
聴聞・弁明手続	適用除外(行政手続法第13条第2項)												
更新日	平成29年3月29日												

処分基準

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	児童扶養手当の支給の制限(5年経過時等)
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	児童扶養手当法第13条の3
基準規定	児童扶養手当法第13条の3 児童扶養手当法施行令第7条
処分基準	<p>第13条の3 受給資格者(養育者を除く。以下この条において同じ。)に対する手当は、支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して7年を経過したとき(第6条第1項の規定による認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したとき)は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の2分の1に相当する額を超えることができない。</p> <p>2 受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合には、当該受給資格者については、厚生労働省令で定めるところにより、その該当している期間は、同項の規定を適用しない。</p> <p>第7条 受給資格者(法第十三条の三第一項 に規定する受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ。)に対する手当について、同項 の規定により支給しない手当の額は、月を単位として、支給開始月(法第七条第一項 に規定する支給開始月をいう。)の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過した日(法第六条第一項 の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過した日)の属する月の翌月以降に法第十三条の三 の規定の適用がないものとして法の規定により支給すべき手当の額に二分の一を乗じて得た額(その額が同条第一項 ただし書に規定する当該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えるときは、当該相当する額)とし、これらの額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外(行政手続法第13条第2項)
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	児童扶養手当の不支給
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	児童扶養手当法第14条
基準規定	児童扶養手当法第14条
処分基準	<p>第14条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(1) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第29条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。</p> <p>(2) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第29条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。</p> <p>(3) 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。</p> <p>(4) 受給資格者(養育者を除く。)が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき。</p> <p>(5) 受給資格者が、第六条第一項の規定による認定の請求又は第28条第1項の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外(行政手続法第13条第2項)
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	児童扶養手当の調査拒否等による手当の差止め
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	児童扶養手当法第15条
基準規定	児童扶養手当法第15条
処分基準	第15条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第28条第1項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。
聴聞・弁明手続	適用除外(行政手続法第13条第2項)
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	児童扶養手当に係る不正受給者の受給額相当額の徴収
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	児童扶養手当法第23条第1項
基準規定	児童扶養手当法第23条第1項
処分基準	第23条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
聴聞・弁明手続	適用除外(行政手続法第13条第2項)
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	支給認定の却下
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	子ども子育て支援法第20条第5項
基準規定	子ども子育て支援法第20条第5項
処分基準	<p>(市町村の認定等)</p> <p>第20条 前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。</p> <p>5 市町村は、第1項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	支給認定の取消し
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	子ども子育て支援法第24条
基準規定	子ども子育て支援法第24条
処分基準	<p>第24条 支給認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 当該支給認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定の有効期間内に、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 当該支給認定保護者が、支給認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 前項の規定により支給認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る支給認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	介護給付費等の支給決定の取消し
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第25条第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第25条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第14条第1項
処分基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (支給決定の取消し)</p> <p>第25条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 支給決定に係る障害者等が、第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等及び第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(支給決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)</p> <p>(3) 支給決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに第20条第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定による調査に応じないとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (支給決定を取り消す場合)</p> <p>第14条 法第25条第1項第4号の政令で定めるときは、支給決定障害者等(法第5条第21項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)が法第20条第1項又は第24条第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費支給の取消し
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の6
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の6
処分基準	<p>(特定障害者特別給付費等の支給の取消し)</p> <p>第34条の6 市町村は、次の各号に掲げる場合には、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費(以下この条において「特定障害者特別給付費等」という。)の支給を行わないことができる。</p> <p>(1) 特定障害者が、法第34条第1項 及び第35条第1項 の規定に基づき特定障害者特別給付費等の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 特定障害者が、第34条の3第3項第2号に規定する期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	計画相談支援給付費の支給決定の取消し
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の55第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の55第1項
処分基準	<p>(計画相談支援給付費の支給の取消し)</p> <p>第34条の55 市町村は、次の各号に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行わないことができる。</p> <p>(1) 計画相談支援対象障害者等が、法第51条の17第1項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	障害児通所給付費の支給決定の取消し
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	児童福祉法第21条の5の9第1項
基準規定	児童福祉法第21条の5の9第1項 児童福祉法施行令第25条の4第1項
処分基準	<p>児童福祉法 第21条の5の9 通所給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。 (1) 通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 (3) 通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに第21条の5の6第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定による調査に応じないとき。 (4) その他政令で定めるとき。</p> <p>児童福祉法施行令 第25条の4 法第21条の5の9第1項第4号の政令で定めるときは、通所給付決定保護者が法第21条の5の6第1項又は第21条の5の8第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	障害児相談支援給付費の支給決定の取消し
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	児童福祉法施行規則第25条の26の4第1項
基準規定	児童福祉法施行規則第25条の26の4第1項
処分基準	<p>第25条の26の4 市町村は、次の各号に掲げる場合には、障害児相談支援給付費の支給を行わないことができる。</p> <p>(1) 障害児相談支援対象保護者が法第24条の26第1項の規定に基づき障害児相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなつたと認めるとき。</p> <p>(2) 障害児相談支援対象保護者が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	自立支援医療費の支給認定の取消し
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第34条
処分基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (支給認定の取消し) 第57条 支給認定を行った市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(支給認定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)</p> <p>(3) 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第9条第1項の規定による命令に応じないとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (支給認定を取り消す場合) 第34条 法第57条第1項第4号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) 支給認定を受けた障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者が、正当な理由なしに法第9条第1項の規定による命令に応じないとき。</p> <p>(2) 支給認定障害者等が法第53条第1項の規定又は第56条第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	障害児福祉手当の受給資格の喪失
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条
基準規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第1項、第3項・第1条の2・第6条
処分基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (支給要件) 第17条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けるときができること。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに收容されているとき。</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 (法第二条第二項、第三項及び第五項の政令で定める程度の障害の状態) 第1条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「法」という。)第2条第2項に規定する政令で定める程度の重度の障害の状態は、別表第1に定めるとおりとする。 3 法第2条第5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第3に定めるとおりとする。 (法第三条第三項第二号の政令で定める給付) 第1条の2 法第3条第3項第2号に規定する障害を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるものは、次のとおりとする。 (1) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく障害基礎年金 (1の2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく障害厚生年金及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「法律第34号」という。)第3条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金 (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)に基づく障害年金及び法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金 (3) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの (3の2) 平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による障害共済年金 (4) 平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの (4の2) 平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金 (5) 平成24年一元化法附則第78条第3項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの及び平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの</p>

	<p>(6) 移行農林共済年金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16条第4項に規定する移行農林共済年金をいう。第11条第9号において同じ。)のうち障害共済年金及び移行農林年金(同法附則第16条第6項に規定する移行農林年金をいう。第11条第9号において同じ。)のうち障害年金並びに特例年金給付(同法附則第25条第4項各号に掲げる特例年金給付をいう。第11条第9号において同じ。)のうち障害を支給事由とするもの</p> <p>(7) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく障害補償年金及び障害年金</p> <p>(8) 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号。他の法律において準用する場合を含む。)に基づく障害補償年金</p> <p>(9) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく障害補償年金及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償で障害を支給事由とするもの(法第17条第1号の政令で定める給付)</p> <p>第6条 法第17条第1号に規定する障害を支給事由とする給付で政令で定めるものは、第1条の2各号に掲げる給付とする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	障害児福祉手当の支給の制限
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条、第21条
基準規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条、第21条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条、第8条において準用する第2条第2項
処分基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (支給の制限)</p> <p>第20条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。</p> <p>第21条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 (法第20条の政令で定める額)</p> <p>第7条 法第20条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、3,604,000円とし、扶養親族等があるときは、3,604,000円に当該扶養親族等1人につき380,000円(当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは、当該特定扶養親族等1人につき630,000円とする。)を加算した額とする。 (特別児童扶養手当に関する規定の準用)</p> <p>第8条 第2条第2項の規定は、法第21条に規定する所得の額について準用する。 2 第4条の規定は、法第20条、第21条及び第22条第2項各号に規定する所得の範囲について準用する。 (法第6条及び第7条の政令で定める額)</p> <p>第2条第2項 法第7条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、6,287,000円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署: 健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	障害児福祉手当の返還
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第22条第2項
基準規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第22条第2項、第9条、第20条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条2項、第7条
処分基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (支給の制限)</p> <p>第22条 被災者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、前2条の規定を適用しない。</p> <p>2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。</p> <p>(1) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第20条に規定する政令で定める額を超えること。当該被災者に支給された手当</p> <p>(2) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当</p> <p>第9条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、前3条の規定を適用しない。</p> <p>第2項 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を国に返還しなければならない。</p> <p>(1) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童扶養手当法第3条第1項に規定する者で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第6条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当</p> <p>(2) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第7条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当</p> <p>第20条 手当は、支給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 (法第6条及び第7条の政令で定める額)</p> <p>第2条 法第6条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等及び児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第1項に規定する者がいないときは、4,596,000円とし、これらの者があるときは、4,596,000円にこれらの者1人</p>

	<p>につき380,000円(当該扶養親族等が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)をいう。以下同じ。)であるときは、当該特定扶養親族等1人につき630,000円とする。)を加算した額とする。</p> <p>2 法第7条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、6,287,000円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。</p> <p>(法第20条の政令で定める額)</p> <p>第7条 法第20条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、3,604,000円とし、扶養親族等があるときは、3,604,000円に当該扶養親族等1人につき380,000円(当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは、当該特定扶養親族等1人につき630,000円とする。)を加算した額とする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	障害児福祉手当の不正利得の徴収
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第24条
基準規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第24条
処分基準	<p>(不正利得の徴収)</p> <p>第24条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	障害児福祉手当の支払差止め
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条において準用する第12条
基準規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条において準用する第12条
処分基準	<p>(準用) 第26条 第5条第2項、第5条の2第1項及び第2項、第11条(第3号を除く。)、第12条並びに第16条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第8条、第22条から第25条まで」とあるのは「第22条、第24条、第25条」と、「第9条第2項」とあるのは「第22条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(支給の制限) 第12条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、第35条第1項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	障害児福祉手当の不支給
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条において準用する第11条
基準規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条において準用する第11条
処分基準	<p>(準用) 第26条 第5条第2項、第5条の2第1項及び第2項、第11条(第3号を除く。)、第12条並びに第16条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第8条、第22条から第25条まで」とあるのは「第22条、第24条、第25条」と、「第9条第2項」とあるのは「第22条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(支給の制限) 第11条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 (1) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。 (2) 障害児が、正当な理由がなくて、第36条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 (3) 受給資格者が、当該障害児の監護又は養育を著しく怠っているとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	障害児福祉手当の支払の調整
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条、第16条において準用する児童扶養手当法第31条
基準規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条、第16条において準用する児童扶養手当法第31条
処分基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (準用) 第26条 第5条第2項、第5条の2第1項及び第2項、第11条(第3号を除く。)、第12条並びに第16条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第8条、第22条から第25条まで」とあるのは「第22条、第24条、第25条」と、「第9条第2項」とあるのは「第22条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(児童扶養手当法の準用) 第16条 児童扶養手当法第5条の2第1項及び第3項、第8条、第22条から第25条まで並びに第31条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第5条の2第1項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、同法第8条第1項中「監護等児童があるに至った場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至った場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第3項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第23条第1項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第31条中「第12条第2項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第9条第2項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。</p> <p>児童扶養手当法 (手当の支払の調整) 第31条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第12条第2項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	特別障害者手当の受給資格の喪失
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2
基準規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第1項 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第14条
処分基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (支給要件)</p> <p>法第26条の2 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所しているとき(同法に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(2) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。</p> <p>(3) 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して3月を超えて入院するに至ったとき。</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 (法第2条第2項、第3項及び第5項の政令で定める程度の障害の状態)</p> <p>第1条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「法」という。)第2条第2項に規定する政令で定める程度の重度の障害の状態は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 (法第26条の2第2号の厚生労働省令で定める施設)</p> <p>第14条 法第26条の2第2号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1条各号(第1号、第2号及び第9号を除く。)に掲げる施設</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	特別障害者手当の支給の制限
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する第20条、第21条
基準規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する第20条、第21条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条、第8条において準用する第2条第2項
処分基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (準用) 第26条の5 第5条第2項、第5条の2第1項及び第2項、第11条(第3号を除く。)、第12条、第16条並びに第19条から第25条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第16条中「第8条、第22条から第25条まで」とあるのは「第22条、第24条、第25条」と、「第9条第2項」とあるのは「第26条の5において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(支給の制限) 第20条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。 第21条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 (法第20条の政令で定める額) 第7条 法第20条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、3,604,000円とし、扶養親族等があるときは、3,604,000円に当該扶養親族等1人につき380,000円(当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは、当該特定扶養親族等1人につき630,000円とする。)を加算した額とする。 (特別児童扶養手当に関する規定の準用) 第8条 第2条第2項の規定は、法第21条に規定する所得の額について準用する。 2 第4条の規定は、法第20条、第21条及び第22条第2項各号に規定する所得の範囲について準用する。 (法第6条及び第7条の政令で定める額) 第2条第2項 法第7条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、6,287,000円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	特別障害者手当の返還
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の第26条の5において準用する第22条第2項
基準規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する第22条第2項第2項、第9条、第20条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項、第7条
処分基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (準用)</p> <p>第26条の5 第5条第2項、第5条の2第1項及び第2項、第11条(第3号を除く。)、第12条、第16条並びに第19条から第25条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第16条中「第8条、第22条から第25条まで」とあるのは「第22条、第24条、第25条」と、「第9条第2項」とあるのは「第26条の5において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第22条 被災者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、前2条の規定を適用しない。</p> <p>2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。</p> <p>(1) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第20条に規定する政令で定める額を超えること。当該被災者に支給された手当</p> <p>(2) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当</p> <p>第9条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、前3条の規定を適用しない。</p> <p>第2項 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を国に返還しなければならない。</p> <p>(1) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童扶養手当法第3条第1項に規定する者で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第6条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当</p> <p>(2) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第7条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第20条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。</p>

処分基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 (法第6条及び第7条の政令で定める額)</p> <p>第2条 法第6条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等及び児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第1項に規定する者がいないときは、4,596,000円とし、これらの者がいるときは、4,596,000円にこれらの者1人につき380,000円(当該扶養親族等が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)をいう。以下同じ。)であるときは、当該特定扶養親族等1人につき630,000円とする。)を加算した額とする。</p> <p>2 法第7条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、6,287,000円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。</p> <p>第7条 法第20条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、3,604,000円とし、扶養親族等があるときは、3,604,000円に当該扶養親族等1人につき380,000円(当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは、当該特定扶養親族等1人につき630,000円とする。)を加算した額とする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	特別障害者手当の不正利得の徴収
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する第24条
基準規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する第24条
処分基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (準用) 第26条の5 第5条第2項、第5条の2第1項及び第2項、第11条(第3号を除く。)、第12条、第16条並びに第19条から第25条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第16条中「第8条、第22条から第25条まで」とあるのは「第22条、第24条、第25条」と、「第9条第2項」とあるのは「第26条の5において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(不正利得の徴収) 第24条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	特別障害者手当の支払差止め
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する第12条
基準規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する第12条
処分基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (準用) 第26条の5 第5条第2項、第5条の2第1項及び第2項、第11条(第3号を除く。)、第12条、第16条並びに第19条から第25条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第16条中「第8条、第22条から第25条まで」とあるのは「第22条、第24条、第25条」と、「第9条第2項」とあるのは「第26条の5において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(支給の制限) 第12条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、第35条第1項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	特別障害者手当の不支給
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する第11条
基準規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する第11条
処分基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (準用)</p> <p>第26条の5 第5条第2項、第5条の2第1項及び第2項、第11条(第3号を除く。)、第12条、第16条並びに第19条から第25条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第16条中「第8条、第22条から第25条まで」とあるのは「第22条、第24条、第25条」と、「第9条第2項」とあるのは「第26条の5において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第11条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(1) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。</p> <p>(2) 障害児が、正当な理由がなくて、第36条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。</p> <p>(3) 受給資格者が、当該障害児の監護又は養育を著しく怠っているとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	特別障害者手当の支給の調整
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の4
基準規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の4 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第10条
処分基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (支給の調整) 第26条の4 手当は、手当の支給要件に該当する者が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けるときは、その価額の限度で支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 (法第26条の4の政令で定める給付) 第10条 法第26条の4に規定する障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものは、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づく介護手当とする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	特別障害者手当の支払の調整
処分権者	福祉事務所長
根拠区分	法令
根拠規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5及び第16条において準用する児童扶養手当法第31条
基準規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5及び第16条において準用する児童扶養手当法第31条
処分基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (準用) 第26条の5 第5条第2項、第5条の2第1項及び第2項、第11条(第3号を除く。)、第12条、第16条並びに第19条から第25条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第16条中「第8条、第22条から第25条まで」とあるのは「第22条、第24条、第25条」と、「第9条第2項」とあるのは「第26条の5において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(児童扶養手当法の準用) 第16条 児童扶養手当法第5条の2第1項及び第3項、第8条、第22条から第25条まで並びに第31条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第5条の2第1項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、同法第8条第1項中「監護等児童があるに至った場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至った場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第3項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第23条第1項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第31条中「第12条第2項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第9条第2項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。</p> <p>児童扶養手当法 (手当の支払の調整) 第31条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後支払うべき手当の内払とみなすことができる。第12条第2項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	子ども医療費の不正利得の返還命令
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市子ども医療費助成に関する条例第8条
基準規定	上天草市子ども医療費助成に関する条例第8条
処分基準	<p>(助成費の返還)</p> <p>第8条 市長は、偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたと認めるときは、その者から助成した額の全部又は一部を返還させることができる。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	子ども医療費損害賠償との調整による返還命令
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市子ども医療費助成に関する条例第8条
基準規定	上天草市子ども医療費助成に関する条例第8条
処分基準	未設定理由:将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分の実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	上天草市障害者移動支援事業の利用の取消し
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市障害者移動支援事業実施要綱第9条
基準規定	上天草市障害者移動支援事業実施要綱第9条
処分基準	<p>(利用の取消し)</p> <p>第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による利用決定を取消することができる。</p> <p>(1)この事業の対象者でなくなったとき</p> <p>(2)不正又は虚偽の申請により利用決定を行ったとき</p> <p>(3)その他市長が利用を不相当と認めるとき</p> <p>2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、移動支援事業利用決定取消通知書により利用者又はその保護者等に通知するものとする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	上天草市日中一時支援事業の利用の取消し
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市日中一時支援事業実施要綱第8条
基準規定	上天草市日中一時支援事業実施要綱第8条
処分基準	<p>(利用の取消し)</p> <p>第8条 市長は、利用者が次の各号においていずれにか該当するときは、第6条の規定による利用決定を取消することができる。</p> <p>(1)この事業の対象者でなくなったとき</p> <p>(2)不正又は虚偽の申請により利用決定を行ったとき</p> <p>(3)その他市長が利用を不相当と認めたとき</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部福祉課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	上天草市地域活動支援センターの利用の取消し
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市地域活動支援センター事業実施要綱第6条
基準規定	上天草市地域活動支援センター事業実施要綱第6条
処分基準	<p>(決定の取消し)</p> <p>第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、第4条に規定する決定を取り消すことができる。</p> <p>(1)障害者等が市外へ転出したとき。</p> <p>(2)障害者等が死亡したとき。</p> <p>(3)その他利用申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月29日